

公立大学法人 首都大学東京  
平成 31 (2019) 年度 年度計画

平成 31 (2019) 年 3 月

公立大学法人首都大学東京

# 目次

平成 31 (2019) 年度 年度計画の基本的な考え方	3
1 基本方針	3
2 平成 31 (2019) 年度 年度計画の策定方針	4
3 年度計画の期間	4
4 法人の組織	4
<b>I 首都大学東京の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>5</b>
1 教育に関する目標を達成するための措置	5
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	5
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	7
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	7
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	9
2 研究に関する目標を達成するための措置	10
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	10
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	11
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	13
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	13
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	15
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	16
<b>II 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>22</b>
1 教育に関する目標を達成するための措置	22
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	22
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	23
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	24
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	25
2 研究に関する目標を達成するための措置	26
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	27
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	27
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	27
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	28
<b>III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>29</b>
1 教育に関する目標を達成するための措置	29
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	29
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	30
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	31
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	31
2 研究に関する目標を達成するための措置	33
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	33
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	33
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	34
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	34
<b>IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>35</b>

1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	35
2	教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置	37
3	事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置	38
V	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	39
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	39
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	40
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	40
VI	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	40
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	40
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	41
VII	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	42
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	42
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	42
3	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	43
VIII	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	45
IX	短期借入金の限度額	45
1	短期借入金の限度額	45
2	想定される理由	45
X	剰余金の使途	45
XI	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	45
1	施設及び設備に関する計画	45
2	積立金の使途	45
	(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	46
1	予算	46
2	収支計画	47
3	資金計画	48
	(別表) 法人の組織	49
1	教育研究組織(平成31(2019)年4月現在)	49
2	事務組織(平成31(2019)年4月現在)	50

## 平成 31 (2019) 年度 年度計画の基本的な考え方

### 1 基本方針

我が国では、「Society5.0」の実現に向けた AI や IoT など第四次産業革命技術の社会実装に伴い、産業構造が大きく変容しつつある。また、18 歳人口が減少する一方で、大学の数が激増したことにより、大学間競争は熾烈さを増し、我が国の高等教育機関を取り巻く情勢も日々刻々と変化している。さらに、人生 100 年時代を見据え、全ての人に開かれた教育機会の確保をはじめ、社会背景を踏まえた新たなニーズも生まれるなど、社会構造の変化に対応する教育研究の革新が今求められている。

このような中、高等教育機関においては、世界の牽引役となる人材の育成やイノベーション機能の強化など、各校の中軸となる「強み」や「特色」をより明確に示すことにより、自らが改善・発展する仕組みを構築することを通じて持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出すこと、そして、それを戦略的かつ効果的に発信していくことが重要となる。

わが法人も、厳しい競争から目を背けず、2 大学 1 高専の強みを見極め、あらゆる側面から主体的に自己改革と組織の新陳代謝を進めていく必要がある。具体的には、前例に捉われることなく、豊かな人間性、創造性を兼ね備えた、世界の舞台で活躍できる人材を輩出することはもとより、都が設立した唯一の公立大学法人として、東京が持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に打ち出すなど、首都東京に集積する資源を最大限活用した教育研究をより一層強化していかなければならない。

さらに、こうした取組を通じて、大都市の課題解決と持続的発展に寄与することにより、都のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、東京に立地する大学や研究機関等と連携し、地域社会の発展に貢献していくことも求められている。

平成 31 (2019) 年度は、第三期中期計画期間の 3 年度目であり、中期計画期間の折り返しを迎える節目の一年であることから、初年度から築き上げてきた下地を基礎としながら、2 大学 1 高専が世界で光り輝く存在となるべく、プレゼンスの向上を意識し、都立の高等教育機関としての存在意義を高める取組を推進していかなければならない。

また、公立大学法人として、各校の自主的・自律的な運営を支援する一方で、都民の付託に応えるべく、限られた人的・財政的資源を最大限活用し、最高の成果を実現していく必要がある。

そのため、計画の策定及び予算の見積りなどに当たっては、統計データなどの客観的事実に基づき、引き続きエビデンス・ベースで事業の妥当性等を検証するなど、中長期にわたる施策展開を支える強固な組織・財政基盤の構築を図る。

こうした基本的な認識の下、法人のより一層の飛躍と第三期中期計画の着実な達成に向けて、以下の取組を積極果敢に推進していく。

#### ○ 教育・研究の充実

豊かな人間性と創造性を兼ね備えた世界で活躍できる人材の確保・育成のため、教育研究内容の充実や環境整備を推進する。

#### ○ 社会貢献の推進

生涯現役都市の実現に向けた取組 (TMU プレミアム・カレッジ、AIIT シニアスタートアッププログラム等) や都市課題戦略機構の運営 (観光等) を着実に進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組を効果的に進めるなど、都との連携強化及び教育研究成果の社会への積極的な還元を行う。

#### ○ グローバル化への対応の加速

学生の留学支援や留学生の受入れを拡充するとともに、世界の大学等との国際連携の更なる充実を図る (アジア学生交流会議 (GPAC)、グローバル・コミュニケーション・キャンプ (GCC) 等) など、質・量の両面から国際化を加速させる。

○ 組織運営基盤の強化

ブランド力向上を図るための戦略的な広報展開や情報セキュリティ対策の徹底、ライフ・ワーク・バランスの推進、施設設備の計画的な更新・整備を行う。

## 2 平成31（2019）年度 年度計画の策定方針

平成 31（2019）は第三期中期計画期間の3年度目であり、中期計画の達成に向けて道筋をつけるべく計画に掲げる事業を強力に推進することはもとより、世界都市東京を代表する教育研究機関として各校のプレゼンスを一層向上させるため、更なる飛躍の実現に向けた計画を立案する必要がある。

このため、平成 31（2019）年度計画の策定に当たっては、経営層の示す施策方針の下、創造性ある取組、更なる質の向上・効率化を推進する取組等に積極的に挑戦する。

また、中期計画の進捗状況や現状の課題を明確にし、中期計画の達成に向け着実に取組を推進するとともに、国や都の政策動向、社会経済状況の変化に機敏に対応し、既存の計画体系に捉われることなく、実効性の高い計画を立案する。

加えて、PDCA サイクルを効果的に機能させ、不断に事業のレベルアップを図っていくため、業務実績評価の結果を有効に活用するとともに、客観的な現状分析に基づき、計画の到達点を数値等により、可能な限り明確化する。

さらに、計画の実施体制を明確にし、実行性を確保するとともに、個々の事業が、法人全体として一体的に相乗効果をあげられるよう、法人内の各教育研究組織及び事務組織間の相互連携・協力を深める。

## 3 年度計画の期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から平成 32（2020）年 3 月 31 日までとする。

## 4 法人の組織

別表のとおりとする。

※□ 内は第三期中期計画

※年度計画文頭の記号について

【新規】…平成 31（2019）年度より新規事項として実施する項目

【拡充】…従来の取組を拡充して実施する項目

【継続】…従来の取組を継続して実施する項目

※年度計画本文における学校名称について

首都大：首都大学東京

産技大：産業技術大学院大学

高 専：東京都立産業技術高等専門学校

# I 首都大学東京の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 教育に関する目標を達成するための措置

### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ◇ 教育課程の見直し

① 豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備えた国際的にも通用する人材を育成するため、引き続き分野横断的な学びを促す教育を実施するとともに、全部局におけるカリキュラムの再構築を平成30年度に行う。また、授業におけるTA等を年間延べ1,000人以上配置するとともに、アクティブ・ラーニングの導入を推進する。

大学院においては、分野横断型（T字型）プログラムを導入する。

#### (1-01)

【継続】TA<sup>1</sup>等の配置人数の拡大に向けて必要な予算配付方法の見直しを行うとともに、TA制度の質的向上及び効果検証を行うための取組を実施する。

【継続】「超伝導理工学プログラム」及び「生体理工学プログラム」の2件の大学院分野横断プログラムにおいて、初めての修了者を輩出するとともに、新たなプログラムの検討を開始する。

【新規】学部生による大学院授業科目の早期履修制度を導入し、学業成績優秀な大学院進学希望者に対して大学院レベルの科目を進学前に履修できる機会を提供するとともに、進学後のより有益な学修・研究活動の環境を整える。

【新規】法学部の法曹志望の学生に対して、学部段階から法科大学院と連携した教育を行う法曹コース<sup>2</sup>について、平成32（2020）年度からの開設に向けた準備を行う。

【継続】アクティブ・ラーニング<sup>3</sup>や教育の質保証等の取組を推進する教育改革推進事業を着実に実施し、事後評価や取組成果の検証を行うとともに、学長指定課題の平成32（2020）年度以降の取組に向けた準備を開始する。また、平成32（2020）年度に実施予定のアクティブ・ラーニングに関する第2回アンケートをより効果的に実施するための方法・内容等を検討する。

② 外国語教育室（仮称）により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目（専門科目においては卒業要件ごと）において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。

#### (1-02)

【新規】「外国語教育室<sup>4</sup>」を設置し、新英語教育プログラムの開発を行う。（1-44 再掲）

【継続】平成30（2018）年度に開講を決定した英語による授業科目を確実に実行し、授業科目数や履修者数などを検証する。また、必要に応じて、新たな英語による授業科目の開講へ向け、検討を行う。

（1-44 再掲）

【継続】英語教育の改善に資するため、TOEIC 受験率96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。特に、1月実施分については、受験率増加に向けて対応策を検討する。（1-44 再掲）

<sup>1</sup> Teaching Assistant の略。大学教育の充実のため、首都大の大学院に在学する優秀な学生に対し、学部学生等の教育に係る補助業務を行わせ、これに対する手当支給により経済的支援を行うとともに、教育訓練の機会提供を図る制度。

<sup>2</sup> 「法曹コース」（連携法曹基礎課程）とは、首都大法学部において、国の定める要件を満たし、本学法科大学院（又は他大学が設置する一以上の法科大学院）と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものをいう。

<sup>3</sup> 「アクティブ・ラーニング」とは、教員による一方向的な講義形式とは異なり、学修者の能動的な学修を促し、認知的、倫理的、社会的能力等の育成を図る教授・学習法。

<sup>4</sup> 「外国語教育室」とは、「外国語教育室」とは、首都大において、外国語教育のプログラム開発と運用に関する全学的な業務を統括し、外国語教育の環境整備及び一層の充実に資することを目的に設置された組織。

◇ 多様な学修機会の確保

③ 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、企業や都等との連携を生かしたインターンシップ等を実施するなど、多様な学修機会の確保に努める。

(1-03)

【継続】現場体験型インターンシップ<sup>5</sup>について、平成30（2018）年度の実施結果や履修学生・実習先アンケートの結果を踏まえ、履修学生と実習先とのミスマッチを防ぎ、両者及び大学の三者がWin-Winの関係を構築できるよう、実習内容、事前学習等、プログラム全体の質の向上を図っていく。

【拡充】平成30（2018）年度に文部科学省に採択された卓越大学院プログラム<sup>6</sup>における連携大学として、学生の受入れを開始する。その他、観光産業を担う人材を育成する経団連観光インターンシップへの参加や、企業等と連携した実践的なPBL教育の実施など、多様な教育プログラムを提供する。

④ 産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(1-04)

【継続】2大学1高専が参加するグローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）<sup>7</sup>を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。（4-12再掲）

【継続】2大学1高専の連携について、これまでの取組を着実に実施するとともに、新たな連携の在り方について検討しまとめる。（4-12再掲）

◇ 厳格な卒業認定・成績評価

⑤ 共通の成績評価基準を平成29年度に導入するとともに、学修のパフォーマンス評価（ルーブリック等）を導入するなど、厳正な成績評価を実施することにより、社会に対する学生の質保証を促進する。

(1-05)

【継続】社会に対する学生の質保証を促進するため、成績分布表による評価結果の確認を着実に実施し、厳正な成績評価の定着化を図る。また、全学共通科目の実践英語においてルーブリック評価<sup>8</sup>を導入するとともに、FD活動としてルーブリック評価に関するセミナー等を開催し、個々の授業への普及拡大を図る。

5 「現場体験型インターンシップ」とは、主に1・2年次を履修対象として開講しているキャリア教育科目。東京都庁及びその関係団体、都内の区や市、企業などバラエティに富んだ実習（派遣）先が用意されている。

6 「卓越大学院プログラム」とは、「卓越大学院プログラム」とは、文部科学省により選定され、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築するプログラム。平成30（2018）年度に早稲田大学を拠点事務局とする他の12大学と連携して共同申請した「パワー・エネルギー・プロフェッショナル育成プログラム」が採択され、電力系とエネルギーマテリアル系を専門軸として、エネルギーの制度・経済に関する俯瞰的知識も養成する文理融合プログラムを実施する。

7 「グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）」とは、首都大、産技大及び高専の学生がチームを組み、国内外のフィールドワーク等を通じて、課題解決力やコミュニケーション能力を養う海外体験プログラム。

8 「ルーブリック評価」とは、学生が何を学習するのかを示す評価規準と、学習到達度を示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育改革を推進する取組の強化

- ① 全学的な教育改革を一層推進するため、平成 28 年度に受審した機関別認証評価の結果等を踏まえ、教育学 IR に基づく教育成果の把握・検証を通じて、更なる改善につながる教学マネジメントサイクルを展開する。

(1-06)

【継続】全学的な教学改革の一層の推進に向けて、新たなデータ分析を進めるとともに、過去の分析データとの比較を行うことなどにより、分析結果に基づいた教育改善を促す。

【拡充】平成 29 (2017) 年度の自己点検・評価委員会における議論を踏まえて、博士後期課程学生のキャリア選択の幅を広げるため、キャリア形成に係る科目(キャリア開発プログラム)を開講するなど、博士後期課程の活性化に向けた取組を全学的に進める。

◇ 学修支援環境の整備

- ② アクティブ・ラーニングスペースや大学院生の研究スペースの充実、ICT を活用した学習環境の構築など、学生一人ひとりが快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境を整備・拡充する。

(1-07)

【継続】快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境の整備・拡充に向けて、教育研究用途の各種システム更新、PC 教室環境調査、ラーニング・コモンズ<sup>9</sup>の利便性の更なる向上に向けた取組などを実施する。

◇ 教育の質の改善

- ③ FD 活動への積極的な参加を促す仕組みの構築、大学院における FD の充実など、FD 活動の更なる活性化により教育改革の全学的推進及び教育の質の更なる向上を図る。

(1-08)

【継続】教育改革の推進及び教育の質の更なる向上を図るため、全学と部局の FD 活動の連携強化・相互支援を推進し、教員がより参加しやすい FD 活動を展開する。また、アクティブ・ラーニングセミナーの開催が実際の授業改善に役立っているかについて検証する。

- ④ 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成 29 年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成 30 年度以降順次導入する。

(1-09)

【継続】教育改善に向けて、四半期授業に適した一部の授業科目で試行実施をするとともに、科目ナンバリングを全学共通科目及び一部の専門教育科目に導入し、学生に公開する。(1-41 再掲)

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ 支援体制の充実等

- ① ボランティアに関する情報提供や相談支援を充実することにより、ボランティアに対する学生の意識醸成を図るとともに、近隣の地域や大学、自治体等と連携して課外活動としてのボランティア活動を支援する。

また、独自のボランティアプログラムを展開するなど、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアリーダーの育成に資する活動を実施する。

<sup>9</sup> 「ラーニング・コモンズ」とは、大学図書館等における、学生が学習のために集うことのできる共有スペース。グループ活動エリア、プレゼンテーションエリア、PC 利用エリア等、個人の自習環境に加え、グループワークにも適した学習環境のこと。



(1-10)

【拡充】様々なボランティアの場面においてリーダーとして求められる知識・技術を持つ学生を育成するため、ボランティアプログラムを拡充するとともに、新たなプログラムの開発を検討する。また、東京都との協定等を基に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における学生のボランティア活動を支援する。（1-32 再掲）

【拡充】ボランティアに対する学内意識を醸成するとともに、相談学生のニーズへ応えていくため、ボランティアセンターからの情報発信、学外ボランティア団体からの情報収集、各種イベント等の実施による相談環境の整備、学内登録団体への支援、高専との連携等を積極的に実施する。

② 課外活動における指導者や顧問の位置付けを明確化するとともに、教員が顧問に就任しやすい環境を整備するなど、課外活動への十分な支援を図る。

(1-11)

【継続】大学の知名度・ブランド力向上のため、提案公募による課外活動支援制度により学生の課外活動への十分な支援を行なう。

【継続】顧問就任者が就任しやすい環境整備を進めるため、昨年度の調査・分析結果に基づき制度設計を検討する。

③ 健康支援センターの組織体制の見直しや、医務室と学生相談室との連携の一層の強化により、健康支援を充実させる。健康診断受診率については、90%を達成する。

(1-12)

【拡充】保健室と相談室が連携・協力しながら、学生の心身両面から総合的な健康支援を行う。

④ 授業料の減免や奨学金の貸与・給付など、様々な経済的支援を充実させる。

(1-13)

【拡充】国の高等教育無償化関連法案の動向を注視し、学生への経済支援体制を整える。また、在学生や高校生・受験生に向けて、経済支援制度全般（奨学金・減免・学生寮）について広く周知を図る。

◇ 障がいのある学生等に対する支援

⑤ 性別や文化的相違、障がいの有無等に対し、構成員へのきめ細かな支援体制を整備し、関連部署が連携してダイバーシティを推進する。

(1-14)

【継続】支援を要する学生数の増加や支援内容の多様化に対し、安定的かつ継続的に対応できる体制を整備するとともに、教職員及び障がい者支援スタッフの理解促進やスキル向上を図る。

【継続】国籍・文化・宗教の相違等、多様性を踏まえた構成員に対する支援策を検討・実施する。

【継続】学生や教職員など学内構成員に向けた講演会を実施し、セクシュアル・マイノリティへの理解啓発を促進する。

◇ キャリア形成支援

⑥ 学生の適切な進路選択につながるよう、OB・OG ネットワークの活用など多角的なアプローチにより、キャリア形成支援の強化を図る。

(1-15)

【拡充】卒業生や未登録の既卒者の登録数を増加させるとともに、就職活動を終了した現役学生への登録依頼を実施し、OBOG ネットワークを利用した学生が新たな登録者となる好循環を生み出していく。また、既存のOBOG 参加行事について、より適切な進路選択を行えるよう、平成 30（2018）年度の

実施結果を踏まえ、内容の見直しや改善等を実施する。

【拡充】就職ガイダンスや実践講座の実施などキャリア支援行事について、平成 30（2018）年度の実施結果を踏まえ、見直しや改善、新規支援事業の企画等を実施する。

【拡充】大学院生や外国人留学生への支援強化に向けて、キャリア支援行事やキャリア・就職相談体制等について、平成 30（2018）年度の実施結果を踏まえ、見直しや改善等を実施する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 入試改革の推進

① 平成 29 年度にアドミッション・センターを設置し、教学 IR に基づく入学者選抜方法の検証・改善を行い、外部英語試験の活用も含め、平成 32 年度以降に実施予定の大学入学者選抜改革に対応する。

また、国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大するとともに、AO 入試等の多様な選抜による募集人員を全体の 30%に拡充するなど、志の高い多様な学生を選考するための入試制度を充実させる。

##### (1-16)

【拡充】大学入学者選抜改革に対応するため、アドミッション・センターにおいて、「学力の 3 要素」<sup>10</sup>の多面的評価を目的とした学部入試制度及び選抜方法などの分析・設計、高大連携・接続事業の推進及び教育機関との連携並びに多様な選抜の定員充足率向上や募集人員拡充に向けた検討を進め、質の高い学生を安定的に獲得するとともに、学部及び大学院における入学者選抜を円滑に実施する。

【継続】アドミッション・ポリシー<sup>11</sup>に合致する意欲ある学生の更なる獲得に向け、平成 30（2018）年度に実施した平成 31（2019）年度入試における利用状況等を検証した上で、インターネットによる出願受付を実施する。

##### ◇ 入試広報による発信

② 育成する人材像や本学の特色ある教育内容など、大学選択に必要な情報を志願者、保護者及び高校等教員を対象として、効果的に発信する。

##### (1-17)

【拡充】大学説明会について、来場者の人数に合った実施方法、企画内容の検証・改善を継続して行うとともに、現行の入試制度に関する情報提供や、「高大接続改革の実施方針等」に基づく平成 33（2021）年度入試以降に実施予定の大学入学者選抜改革に関する情報提供等、内容の充実を図る。

【継続】志願者獲得に効果的な地域での進学ガイダンスへの参加や、高校や日本語学校等への訪問活動を積極的に行うとともに、高校等教員や志願者の保護者に向けた情報提供の機会を拡充することにより、志願者、保護者及び教員等に対して、現行の入試制度に関する情報提供や、平成 32（2020）年度以降に実施予定の大学入学者選抜改革に関する情報提供等を行う。

<sup>10</sup> 「学力の 3 要素」とは、「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という、三つの要素のこと。

<sup>11</sup> 「アドミッション・ポリシー」とは、各大学が、当該大学・学部等の教育理念等に基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示すもの。

◇ 高大連携等の推進

③ 都立高校等との連携を強化するとともに、都立高校生向けのAO入試等の多様な選抜を拡充する。

(1-18)

【継続】東京都教育委員会や都立高校等との連携を強化し、都立高校生に大学レベルの課題研究を实地に学ぶ機会を提供する仕組みを検討する。また、意欲ある学生を積極的に受け入れるため、都立高校生の入学を促進する多様な選抜を検討する。

(表1) 首都大学東京 学部入試状況

(単位:人、倍)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般選抜	募集人数	1,240	1,235	1,248	1,248	1,248	1,206
	志願者数	8,295	8,869	8,223	8,481	8,561	8,254
	志願倍率	6.69	7.18	6.59	6.80	6.86	6.84
	入学者数	1,386	1,385	1,390	1,358	1,352	1,299
多様な選抜	募集人数	330	335	322	322	322	364
	志願者数	453	429	452	519	551	587
	志願倍率	1.37	1.28	1.40	1.61	1.71	1.61
	入学者数	233	241	244	255	264	332

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 基礎研究と課題解決型研究の推進

① 高いレベルにある基礎研究力の維持・強化を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高いトップ10%論文の割合を10%以上にし、国際共著論文の割合は33%以上を維持する。  
また、卓越した研究を支援するために、学術刊行物・電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤及び先端的研究機器などの研究基盤の整備・充実に努める。

(1-19)

【継続】学長裁量枠による国際共同研究支援を推進するとともに、国際共著論文割合や被引用度トップ10%論文割合<sup>12</sup>増加に向けた支援策を実施する。

【継続】蔵書構成の現状、及び電子資料を含む資料全般に対するニーズを把握し、選書基準の改訂、雑誌及び電子資料タイトルの見直しを進める。また貴重資料の更なる活用（電子公開など）・保全に向けて、調査・整理を進める。

② 首都東京にある公立の総合大学として、産業振興・エネルギー問題・危機管理・IoTの普及など、大都市の先端的課題の解決に資する分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。

(1-20)

【継続】大都市の先端的課題解決に取り組む研究センター等による分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進する。

<sup>12</sup> 「トップ10%論文」とは、論文の被引用回数が各分野、各年で上位10%に入る論文。科学論文に着目した定量的な指標の例として用いられる。

#### ◇ 重点研究分野の設定

- ③ 本学の強み、特色を有する国際的研究拠点の形成を目指す既設の研究センター及びその関連分野に対する戦略的・重点的支援により、研究センターの外部資金獲得額を、平成 26～28 年度の平均獲得額比で 150%以上に増加させる。また、新たな強みとなる研究分野の一層の育成・支援を行うことで、第三期中期計画期間終了時において、研究センター設置数 12 拠点を実現する。

(1-21)

【継続】研究センター等に対する積極的な支援を行い、平成 26～28 (2014～2016) 年度平均獲得額対比で外部資金獲得額 150%を目指すとともに、獲得状況についての分析を行う。

【継続】研究 IR 活動<sup>13</sup>を活性化させ、首都大にとって新たな強みとなり得る研究グループの組成を行うとともに、総合研究推進機構における戦略的な研究分野の育成・支援など研究センターの質の向上に向けた取組を実施する。(1-24 再掲)

#### ◇ 研究成果の発信

- ④ 質の高い情報コンテンツの実現を図り、多様な情報媒体の活用や多様な機関等との連携を通じて、研究成果の国内外への効果的な発信を推進し、本学のプレゼンスの更なる向上を図る。

また、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市課題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、都や世界の諸都市にその研究成果を広く還元する。

(1-22)

【継続】首都大のプレゼンスの更なる向上を図るため、国内外への効果的な研究広報の在り方を検討する。

【継続】首都大における学術研究成果を都民へ発信するため、「PRI<sup>14</sup>シリーズ」を含むオープンユニバーシティ特別講座を開講する。

【継続】東京都教育委員会との包括協定も踏まえ、高大連携の観点からオープンユニバーシティ単独での高校生向け講座開設を検討する。

#### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 組織的かつ戦略的な研究推進の取組

- ① 全学的かつ戦略的な研究支援事業を強化するために、総合研究推進機構の活動を一層広げ、研究推進体制の更なる充実を図る。

(1-23)

【継続】総合研究推進機構において、組織的かつ戦略的な研究支援事業を実施する。

- ② 新たな研究分野創生への挑戦を重点的に支援するために、研究費や研究スペースを戦略的・効果的に配分し、その進捗管理を徹底するなど、組織的・総合的なプロジェクトマネジメントの強化を通じて、分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。

(1-24)

【継続】研究 IR 活動を活性化させ、首都大にとって新たな強みとなり得る研究グループの組成を行うとともに、総合研究推進機構における戦略的な研究分野の育成・支援など研究センターの質の向上に向けた取組を実施する。(1-21 再掲)

<sup>13</sup> 「研究 IR 活動」とは、研究活動実績を数値等のデータで分析し、現状把握を行い、改善に活かす活動。

<sup>14</sup> 「PRI」とは、Presentation of the results of Research and Investigation の略。大都市研究リーディングプロジェクトを始めとする首都大の学術最先端の成果を、広く都民に直接紹介することによって、本学に対する理解を高め、また本学の認知度向上に貢献することを目的としている。

【継続】URA と事務職員が協働して研究プロジェクトを運営する体制を強化することで、研究推進課全体のプロジェクトマネジメントスキルの向上を図る。

③ 研究力強化を図るため、世界トップレベルの外国人研究者を招へいする仕組みを構築する。

(1-25)

【継続】海外の有力な研究者や研究機関との連携強化のため、研究センターの主催するイベント等における、海外の研究者の招へいを積極的に支援する。

◇ 研究支援体制及び環境の整備

④ 若手研究者海外派遣支援プログラムの実施を通じて、本学の国際交流・研究活動の将来を担う研究者の国際的な研究ネットワークの構築を推進し、今後のグローバルな研究交流の発展の基礎を築いていく。

(1-26)

【継続】若手研究者海外派遣支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。(1-52 再掲)

⑤ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。

(1-27)

【継続】国外の大学や研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、首都大の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-53 再掲)

⑥ 研究計画調書の作成支援やヒアリング審査支援を行うことなどにより、科学研究費補助金等の競争的資金獲得の強化を図り、科研費新規採択率を30%以上にするとともに、国の大型プロジェクトとして12件以上の採択を獲得する。

(1-28)

【拡充】平成29(2017)年度における科学研究費補助金制度の採択方針変更を踏まえた上で新規採択率30%を達成するため、教員向けのイベントや情報の提供、申請書作成支援を行う。昨年度の「若手研究」種目の計画調書作成支援の結果を踏まえ、科研費採択率向上のための効果的な対策を検討・実施する。

【継続】大型研究プロジェクト獲得に資するため、国の公募情報の提供や、申請書作成支援等を実施する。

⑦ 基本的な研究施設・設備の共用化、維持管理の一元化を図るため、平成30年度に研究機器共用センター(仮称)を設置し、研究施設・設備の戦略的な運用体制を構築する。

また、先端研究環境の整備を図り、国内外に研究機関としての魅力発信を可能とすることで、共同研究の推進につなげていく。

(1-29)

【拡充】研究機器共用センターの運営体制を充実させるとともに、国内外の研究機器相互利用の情勢に合わせて学外開放に向けた準備を行う。

◇ ダイバーシティ

- ⑧ 多様な研究者が安心して研究に取り組めるよう、制度面・施設面における環境整備を図ることにより、研究センターに所属する外国人研究者比率 30%以上、全学の女性教員比率 20%以上を実現する。

(1-30)

【継続】 研究センターにおける所属外国人研究者比率の向上に向けた取組を推進する。

【継続】 ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(4-04、4-29 再掲)

【継続】 専門相談（ワーク・ライフ・バランス相談、女性の健康相談）や講演会等の開催を継続して実施するとともに、ワーク・ライフ・バランス実現のための研究支援制度について、首都大の構成員がより利用しやすく、効果的な制度を検討・実施する。

【継続】 学内構成員の子育て支援を目的とした一時保育施設を安定的に管理運営するとともに、構成員のニーズに即した支援策を検討・実施する。

### 3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

- (1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 施策提案

- ① 都民生活の質的向上を図るため、子供の貧困や火山災害対策等の都政の課題解決に向けて、多角的かつ斬新なアプローチと解決策の提言・提案を行うなど、全学的な都連携推進の取組を強化し、首都東京のシンクタンクとしての役割も果たす。

また、大都市課題解決に資する学際的大型プロジェクトを 10 件以上創設する。

加えて、都が設置する東京都都市外交人材育成基金（以下「都市外交人材育成基金」という。）を活用し、海外諸都市からの留学生を受け入れて実施する「高度研究」等を推進し、都と海外諸都市に共通する都市課題の解決に向けて、その研究成果を広く還元する。

(1-31)

【継続】 都の大都市課題解決に資するため、全学的な都連携推進の取組を強化し、社会情勢を的確に反映した施策を都に提言・提案する。また、既存都連携プロジェクトの継続実施支援を行うとともに、行政ニーズと研究シーズのマッチング機能を強化し、新たな学際的大型プロジェクト組成を行う。

【継続】 「高度研究」プロジェクトの申請支援を強化するとともに、採択されたプロジェクト及び、「経済交流プラットフォーム」事業の成果報告などの継続プロジェクトの支援強化を図る。

- ② パラリンピック競技や障がい者スポーツの体験を交えた講習会を実施するなど、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、学内外に向けたオリンピック・パラリンピックに関する教育活動を通じて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成する。

また、学際的研究プロジェクトを 5 件以上創設し、その研究成果を都政や社会に還元することで、大会の成功とレガシーの継承に貢献する。

(1-32)

<スポーツの普及振興>

【拡充】 東京 2020 大会に向けて、培ってきた研究成果や障がい者スポーツに対する支援実績を活かし、荒川キャンパス体育施設の活用や都民向け講習会の実施等により、これまで以上に障がい者スポーツの理解促進と裾野拡大を図り、全ての都民がいきいきと生活、活躍できる都市の実現に貢献していく。

＜ボランティアの支援拡充＞

- 【拡充】様々なボランティアの場面においてリーダーとして求められる知識・技術を持つ学生を育成するため、ボランティアプログラムを拡充するとともに、新たなプログラムの開発を検討する。また、東京都との協定等を基に、東京 2020 大会における学生のボランティア活動を支援する。(1-10 再掲)
- 【継続】オリンピック・パラリンピアン<sup>15</sup>の講演及び首都大のボランティア支援事業の紹介等を含んだイベント開催により、東京 2020 大会の成功に向けた普及啓発を行う。

＜教育を通じた大会の機運醸成＞

- 【継続】「ボランティアとリーダーシップ」を開講し、東京 2020 大会も見据え、ボランティア活動におけるリーダーシップの醸成を図る。
- 【継続】健康福祉学部 4 年生の選択科目として「障害者スポーツ論」を開講し、広く履修の機会を提供するとともに、学修の成果を実践する場も用意して、学部全体で障がい者スポーツの更なる理解促進を図る。
- 【継続】生涯学習受講者の健康・スポーツへの関心が高まっていることから、引き続きオリンピック・パラリンピックの啓蒙に向け、特別講座を実施する。

＜学際的研究等＞

- 【継続】既存プロジェクトの効果や成果を踏まえ、より実効性のあるプロジェクトを検討・実施するとともに、東京 2020 大会の成功及び大会後も見据えた研究プロジェクトの事業化提案を、都をはじめとした各自治体などに行っていく。

◇ 人材育成等を通じた連携の推進

- ③ 都市政策研修、管理職候補者研修等の継続実施等により、都・区市町村等の人材育成に貢献する。また、新設する都市政策科学科及び大学院都市政策科学域において、大都市課題解決に係る文理融合型教育を実施するなど、公共政策部門で活躍する人材を育成・輩出するために必要な教育プログラムの充実を図る。

(1-33)

- 【継続】都をはじめとする自治体等行政機関の人材育成に貢献するため、都市政策、経営管理等の研修を受託する。
- 【継続】文理融合型カリキュラムとなる科目（プロジェクト型総合研究、課題別総合研究等）の研究テーマ、具体的な運営方法、分担方法等についてさらに検討を進めていく。

- ④ 社会的要請を踏まえた高度専門人材の育成を通じて、都の施策との連携を推進するため、グローバルな金融市場で活躍できる「高度金融専門人材」を育成・輩出する。

(1-34)

- 【拡充】グローバルに活躍できる高度金融専門人材を養成するためのプログラムを提供するとともに、高度な金融実務の実践的課題を解決するための金融工学における最先端研究を実施する。また、平成 30 (2018) 年度に締結したロンドン大学シティ校との国際交流協定 (MoU) に基づく交流事業を実施する。

- ⑤ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。

(1-35)

- 【継続】都市外交人材育成基金<sup>15</sup>及びアジア人材育成基金で受け入れた留学生（在学生・修了生）が一堂に会する機会を設け、留学生と首都大及び都とのつながりを強化する。(1-55 再掲)

<sup>15</sup> 「都市外交人材育成基金」とは、東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の

【継続】高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。(1-55 再掲)

【継続】学内への周知等によって、帰国留学生短期支援制度に対する理解を促進し、応募数の確保・増加を目指す。(1-55 再掲)

◇ 試験研究機関等との連携

⑥ 都の各局及び東京都立産業技術研究センター、東京都医学総合研究所、東京都健康長寿医療センター等との連携・協働を強化し、共同研究プロジェクト等を推進するとともに、共同研究成果発表会、研究シーズの開示など、相互交流を推進する。

(1-36)

【継続】都の関連研究機関との相互交流を実施し、共同研究プロジェクト等を推進する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産学公の連携推進

① 共同研究・受託研究による外部資金について、第三期中期計画期間内に、第二期中期計画期間の平均金額比で120%以上の獲得を実現する。また、技術移転活動の強化等による研究成果の還元の多様化を図り、大学発ベンチャー支援を促進することで、大学発ベンチャーを累計で10社設置する。

(1-37)

【継続】産学公連携センターと2大学1高専で連携し、外部資金獲得促進のための施策を実施するとともに、産学公連携センターの組織体制の強化を行う。(4-15 再掲)

【継続】技術移転を個別案件で実施するための施策を構築する。(4-20 再掲)

【継続】URA や知的財産マネージャーによる技術移転活動支援や起業予備軍に対する情報提供を通じて、大学発ベンチャーの設立に向けた支援増を図るとともに、支援中のベンチャーに対する追加支援の可能性を検討する。

② 大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、国内外の大学及び研究機関、企業等との連携を強化し、研究成果の社会実装に向けた産学連携を推進する。

(1-38)

【継続】他大学・研究機関、企業等との相互交流推進により連携を強化し、共同研究プロジェクト等を実施するとともに、産学連携向け公募案件の獲得に向けて取り組むことにより、研究成果の社会実装に向けた産学連携を推進する。

【新規】日野キャンパスを軸とした多摩地域における産学公連携の取組を推進するための方策を検討する。

◇ 地域との連携

③ 福祉、防災、まちづくり、コミュニティビジネスなど地域課題解決に向けて、都内外の自治体のほか、地域におけるインターフェースの役割を果たす金融機関・NPO等、様々な担い手との連携を強化する。

(1-39)

【継続】地域課題解決に向けて、各キャンパスの特長を踏まえ、金融機関、民間企業、区市町村等との連携を強化し、地域支援に関する取組を推進する。



◇ 生涯学習

- ④ 都民や企業等のニーズを踏まえたオープンユニバーシティ講座の更なる充実を図るとともに、インターネット上で講義内容等が無償公開するオープンコースウェアの充実により、本学の学術成果等を都民に還元し、社会人向けのリカレント教育などに資する学修環境を整備する。

(1-40)

【継続】生涯現役都市の実現に向けて、オープンコースウェア<sup>16</sup>の環境構築やTMUプレミアム・カレッジ<sup>17</sup>の授業映像も含めたコンテンツ拡充などに取り組み、首都大における生涯学習環境の更なる充実を図る。

【継続】特別区協議会をはじめ、東京都、区市町村、その他公共セクター等と連携した講座を実施する。

【拡充】都民や企業等における生涯教育の受講者ニーズやシニア意識の変化を踏まえ、オープンユニバーシティ講座の体系・内容の見直しを図るとともに、学部等と連携した講座を提供する。

【継続】オープンユニバーシティ<sup>18</sup>と学術情報基盤センターとが連携し、オープンユニバーシティ講座のオープンコースウェアでの公開を進める。

【継続】TMU プレミアム・カレッジを開講し、様々な経験を積んだ学習意欲の高いシニアへ体系的なカリキュラムを提供することで、平成 32 (2020) 年度の入学者を確保するとともに、首都大における生涯学習をさらに充実させる。

(表2) 首都大学東京オープンユニバーシティ開講数及び受講者数推移 (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開講講座数	286	258	272	254	253	243
受講者数	3,633	3,382	3,569	3,471	3,672	3,368

#### 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 教育の国際通用性

(1-41)

- ① 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成 29 年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成 30 年度以降順次導入する。(再掲)

【継続】教育改善に向けて、四半期授業に適した一部の授業科目で試行実施をするるとともに、科目ナンバリングを全学共通科目及び一部の専門教育科目に導入し、学生に公開する。(1-09 再掲)

- ② 国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大していく。(再掲)

(1-42)

【新規】各学部・研究科における教育の国際通用性の向上を図る取組の状況を踏まえつつ、教育プログラムと入学者選抜の両面から、国際社会で活躍できる人材の育成に資する取組の方向性を検討する。

◇ 学生の海外派遣の拡充

- ③ 留学が必須のカリキュラムである国際副専攻コースを着実に実施するほか、留学ガイダンスや留学英語講座等各種の留学促進策を推進し、1,350 人程度の海外留学を達成する。

(1-43)

【継続】開設 5 年目となる国際副専攻コースについて、より効果的なコース運営に向けて見直しを進め

<sup>16</sup> 大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動のこと。

<sup>17</sup> 「TMU プレミアム・カレッジ」とは、50 歳以上の様々な経験を積んだ学習意欲の高いシニアを対象とし、2019 年 4 月首都大南大沢キャンパスに開講する「学び」と「新たな交流」の場で、総合大学の強みを活かした多様かつ体系的なカリキュラムを提供。

<sup>18</sup> 「オープンユニバーシティ」とは、生涯学習の拠点として、各種講座の提供等を実施する組織。

るとともに、同コース及びグローバル人材育成入試に係る広報活動を積極的に展開する。

【継続】奨学金プログラムを着実に実施するとともに、留学促進に向けた取組を全学的に実施する。

【継続】留学ガイダンスや英語講座等を着実に実施するとともに、ロールモデル集を作成することにより、学生の留学意欲の向上を目指す。

(表3) 首都大学東京 派遣留学生数推移

(単位:人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中長期(3ヶ月超～1年)	4	22	48	56	59	67
短期(2週間以上～3ヶ月以内)	58	116	121	144	152	178
合計	62	138	169	200	211	245

④ 外国語教育室(仮称)により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目(専門科目においては卒業要件ごと)において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。(再掲)

(1-44)

【新規】「外国語教育室」を設置し、新英語教育プログラムの開発を行う。(1-02再掲)

【継続】平成30(2018)年度に開講を決定した英語による授業科目を確実に実行し、授業科目数や履修者数などを検証する。また、必要に応じて、新たな英語による授業科目の開講へ向け、検討を行う。

(1-02再掲)

【継続】英語教育の改善に資するため、TOEIC受験率96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。特に、1月実施分については、受験率増加に向けて対応策を検討する。(1-02再掲)

⑤ 海外企業や研究機関等のインターンシップ先を積極的に開拓し、インターンシッププログラムの充実を図る。

(1-45)

【継続】海外企業インターンシップの新たな受入先企業の開拓を進める。

【継続】グローバルに活躍できる理系人材の育成に向け、「海外インターンシップ体験」を実施するとともに、平成31(2019)年度に実施する新プログラムの成果及び内容を検証の上、平成32(2020)年度に実施するプログラムを企画する。

◇ 外国人留学生の受入れ

⑥ 国費留学生の積極的受入れ、短期受入プログラムの充実などを行い、在籍留学生数を本学学生の約1割である900人程度に拡大する。

(1-46)

【継続】平成34(2022)年度までに外国人留学生を900人程度まで拡大させるため、国内外でのプロモーション活動を充実させる。

【新規】SATOMUプログラム<sup>19</sup>の再構築により、短期留学生への教育を充実させる。

【継続】短期集中コースの運用体制を受入者数の拡大に対応できるよう強化させ、教育の質の向上に取り組む。

(表4) 首都大学東京 外国人留学生数

(単位:人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学部	43	50	52	51	67	83
博士前期課程	134	125	126	150	159	188
博士後期課程	128	163	168	152	142	144
研究生	64	49	59	65	60	76
科目等履修生	—	2	2	4	3	3
交換留学生	14	25	28	54	46	51
合計	383	414	435	476	477	545

※各年度5月1日現在

⑦ 都市外交人材育成基金により優秀な大学院留学生を継続的に受け入れ、第三期中期計画期間中計240人の留学生受入れを目指す。

(1-47)

【継続】都市外交人材育成基金を活用し、大学院へ優秀な外国人学生を受け入れる。

⑧ アジアの高度先端医療者育成事業として、都市外交人材育成基金により留学生を受け入れるとともに、技術支援を実施し、アジア各国の医療水準の向上に寄与する。

(1-48)

【継続】アジア各国における医療水準の向上へ人材育成の観点から貢献するため、公募による入学者選抜を行った上で、人間健康科学研究科博士前期課程へ新たに7名の留学生を受け入れる。また、留学生が修士の学位を取得できるよう適切な支援を行う。

【継続】アジア諸国の医療者教育及び医療水準の向上を図るため、人間健康科学研究科の教員をアジア各国の大学や医療機関等に派遣し、現地の教育者、医療者及び学生等に対して講演会や講習会等を実施するとともに、新たに現地の大学等の教員を人間健康科学研究科に短期間受け入れ、技術支援を実施する。

<sup>19</sup> 「SATOMUプログラム」とは、主として英語で行う授業を実施する短期留学生受入プログラム(英語名称 Semester Abroad at Tokyo Metropolitan University、略して SATOMU)で、国際交流協定に基づき、海外大学の学生を1学期ないし2学期受け入れている。

⑨ 宿舎・住居の提供、留学生の出願や入学に係る手続の円滑化など、留学生の受入環境の整備を促進する。

(1-49)

【継続】留学生等宿舎の提供及び運営の体制を改善し、生活支援を充実させるとともに、国外からの出願及び入学が円滑に行える体制を整備する。

⑩ 日本語教育、日本文化・日本事情及び東京の魅力を学ぶ企画、日本語能力の不十分な留学生が日本語での学位を取得するための支援カリキュラムなど、日本と連携して活躍できる人材を輩出するための留学生用教育プログラムを充実させる。

(1-50)

【継続】留学生が日本に馴染み、日本文化等を学ぶ機会として、異文化理解講座・留学生セミナー等を実施する。

#### ◇ 海外の大学等との連携

⑪ 教育における世界の大学等との国際連携の取組を強化し、互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を拡大するとともに、交流重点校の指定等により交流の深化を図る。

(1-51)

【継続】教育・研究面で真に互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を締結する。

【継続】文部科学省の補助事業期間が終了し、平成 30（2018）年度に自立的な取組として再構築・実施した AIMS プログラム<sup>20</sup>について、交換留学、授業科目の提供及び単位相互認定を着実に実施する。また、参加分野等の拡大へ向け検討を進める。

【継続】交流重点校との間で活発な教育交流・研究交流を実施する。

【拡充】海外大学の学生等との議論や交流を通じ、学生の国際感覚を養うとともに、コミュニケーション力、課題発見・解決力を養成するため、グローバル・コミュニケーション・キャンプ（GCC）<sup>21</sup>の実施、グローバル・パートナーシップ・オブ・アジアカレッジズ（GPAC）<sup>22</sup>への正式参加、グローバル・ディスカッション・キャンプ（GDC）<sup>23</sup>の試行開催を行う。

【新規】東京 2020 大会を機に、首都大の学生と海外大学の学生との国際交流の一層の促進や本学のプレゼンス向上等を図るため、五大陸国際学生シンポジウム（仮称）を開催する。

⑫ 若手研究者の海外研究機関への派遣プログラム等大学の将来を担う若手研究者を育成するための取組を実施する。

(1-52)

【継続】卓越研究員事業<sup>24</sup>を適宜活用するとともに、特別研究期間制度<sup>25</sup>、テニュアトラック制度<sup>26</sup>及び

<sup>20</sup> 「AIMS プログラム」とは、ASEAN International Mobility for Students Programme の略。ASEAN 諸国を中心とした政府主導の国際的な学生交流事業のこと。

<sup>21</sup> 「グローバル・コミュニケーション・キャンプ（GCC）」とは、首都大内より本学学生の国際交流促進に資するプログラムを募集し、採択されたプログラムに参加する学生及び引率教員に対して経済支援を実施する制度。

<sup>22</sup> 「グローバル・パートナーシップ・オブ・アジアカレッジズ（GPAC）」とは、アジア諸国・地域に所在する大学の学生が集い、協力してプレゼンテーションなどに取り組むことを通じて、学生の異文化理解力やコミュニケーション力などを高めることを目的とする国際学生会議。

<sup>23</sup> 「グローバル・ディスカッション・キャンプ（GDC）」とは、首都大の交流重点校との間で実施する共同教育プログラムで、交流重点校の学生と首都大の学生が予め設定されたテーマの下で、互いにディスカッションしながら研究成果をまとめ、発表することを内容とするプログラム。

<sup>24</sup> 「卓越研究員事業」とは、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現し、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした文部科学省の事業。

<sup>25</sup> 「特別研究期間制度」とは、教育・研究活動に一定期間従事し、優れた業績をあげている教員について、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に調査研究に専念することを認める制度。

<sup>26</sup> 「テニュアトラック制度」とは、公正で透明性の高い選考により任期を付して採用した若手研究者が自立した研究者として経験を積み、雇用契約の期間の定めのない教員としての身分取得にかかる審査を経て准教授へ昇任することができる制度。

特別栄誉教授等制度<sup>27</sup>の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。(4-04 再掲)

【継続】若手研究者海外派遣支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。(1-26 再掲)

⑬ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。(再掲)

(1-53)

【継続】国外の大学や研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、首都大の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-27 再掲)

⑭ 海外からの研究者・招へい教授の受入環境整備を促進する。

(1-54)

【継続】海外からの研究者・招へい教授における受入環境の整備を進めるため、受入時のビザ取得に係るサポート等を実施するとともに、必要に応じて受入れに関する手続き等をまとめたマニュアルの更新を行う。

◇ 都市外交を支えるネットワーク形成

⑮ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。(再掲)

(1-55)

【継続】都市外交人材育成基金及びアジア人材育成基金で受け入れた留学生（在學生・修了生）が一堂に会する機会を設け、留学生と首都大及び都とのつながりを強化する。(1-35 再掲)

【継続】高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。(1-35 再掲)

【継続】学内への周知等によって、帰国留学生短期支援制度に対する理解を促進し、応募数の確保・増加を目指す。(1-35 再掲)

◇ キャンパスの国際化

⑯ 学内掲示や文書・冊子の多言語化を推進する。

(1-56)

【継続】外国人の利用が見込まれる文書について、英語等への翻訳を実施する。

⑰ 教職員の国際化を進め、外国人教員比率5%以上、TOEIC600点以上の職員比率25%以上等を目指す。

(1-57)

【拡充】学長から各部局に対して外国人教員の積極的な採用を働きかけるとともに、外国人教員をより弾力的に採用できる環境の整備に向け、関連する人事方針を見直すなど、外国人教員の採用を促す取組を進める。

【継続】留学生や外国人教員等との応対に役立つ実用的な英語を学ぶ研修等を実施し、国際化に対応で

<sup>27</sup> 「特別栄誉教授等制度」とは、首都大において、顕著な業績を有し、教育、研究及び社会貢献の推進において先導的な役割を担う教員に対する特別栄誉教授及び先導研究者の称号の付与等を行う制度。

きる職員を育成する機会を提供する。

【継続】平成 30（2018）年度の実施状況・課題を踏まえた海外研修プログラムを実施し、職員が語学力の伸長だけでなく、異文化・多様性理解をより深める機会を提供する。また、「自己研修（英語能力向上支援）制度」の利用者拡大を図り、職員が自主的に国際化に関する学習に取り組んでいく素地をつくる。これらの取組等を通じて、TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 23%以上に高める。（4-08 再掲）

## II 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 東京の産業を担う人材育成の推進

① 社会のニーズが高い企業における新規事業開発や起業・創業を担う人材を育成するカリキュラムを、平成30年度を目途に開発する。

また、研究科にカリキュラム委員会を新設し、分野横断的な授業科目の新設や、既存科目の廃止、改編等カリキュラム全体の見直しの検討を開始する。

さらに、これらのカリキュラム検討に当たっては、産業界のニーズを的確に反映していくために、運営諮問会議からの提言を活用する。

#### (2-01)

**【拡充】**再編後の産業技術研究科の運営方針の検討やカリキュラムの改善・充実の仕組みを構築し実施する。(4-10 再掲)

**【継続】**カリキュラム委員会を中心に、平成31(2019)年4月より教育課程連携協議会<sup>28</sup>の機能を担う運営諮問会議<sup>29</sup>からの提言を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。

##### ◇ 実践的な教育方法の更なる推進

② 先駆者として取り組んできたPBL型教育について、これまでのノウハウなどをAIIT PBL Method(仮称)として体系化する。

また、産業界からの意見を本学のPBL型教育に反映するためのPBL検討部会を年4回以上開催するとともに、PBLに対する評価指標を新たに設け、その評価結果を的確に教育に反映する。

さらに、毎年PBLの成果を報告書として取りまとめ公開する。

#### (2-02)

**【継続】**PBL<sup>30</sup>検討部会の機能拡大やPBL外部評価レビューアの活用により産業界の意見等をくみ上げるとともに、PBL型教育に関する検証・改善を行い、PDCAサイクルの各要素を強化する。(2-04 再掲)

**【継続】**PBL検討部会を中心としてPBLに対する評価指標の更なる検討を行い、PBLに対する評価指標を実施する。

**【継続】**平成30(2018)年度の検討結果を踏まえ、プロジェクトの成果を取りまとめたPBL成果報告書を作成する。

**【継続】**産技大の実践的な教育方法を体系化した「AIIT PBL Method」(日本語版及び英語版)の冊子版及びWeb版により、産技大の知見を広く社会に公開する。(2-13 再掲)

<sup>28</sup> 「教育課程連携協議会」とは、専門職大学院設置基準が見直され、平成31(2019)年4月1日から設置が義務付けられるもの。これにより、教育課程の見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ実施されるものと定められた。名称は、基準に規定する要件を備えていれば、教育課程連携協議会とする必要はないため、従来の「産業技術大学院大学運営諮問会議」にこの機能をもたせることとした。

<sup>29</sup> 「運営諮問会議」とは、産業界のニーズを把握し、教育内容に反映させるとともに、産学連携の推進や効果的な教育研究を実践するために、設置している会議。産技大の教育分野に係る産業界の専門家や経営者等の学外委員を中心メンバーとする。制度改正により、平成31(2019)年4月より教育課程連携協議会の機能を担うこととなった。

<sup>30</sup> Project Based Learningの略。実社会で即戦力として活躍できる人材を育成するために有効な教育手法。数名の学生が明確な目標を掲げ、1つのプロジェクトを完成させていくことで、実社会で真に役立つ知識や技術を修得する。

③ 教育効果を高めるために、PBL 型教育、ケースメソッド、録画授業と対面授業をブレンドした教育手法などによるアクティブ・ラーニングを、8割の授業で導入する。また、教育の質保証と成果の可視化のために交付するディプロマ・サプリメントに記載される能力ダイアグラムを活用する。

(2-03)

【継続】カリキュラム委員会のもとで検討を行ったアクティブ・ラーニングについて、実施する。(2-07、2-12 再掲)

【継続】ディプロマ・サプリメント<sup>31</sup>について、必要に応じ改善を行い、学生に交付することにより、修了生の学修成果をより詳細に社会へ提示するとともに、教育の質の保証の可視化を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業界や他大学等との連携による教育実施体制の整備

① 運営諮問会議からの意見聴取や、PBL 検討部会及び外部レビューの実施などにより、今後育成すべき人材像を見極めながら、本学の PBL 型教育をはじめとする教育内容・方法の改善を行う。

また、専門職大学院に対して法令で定められた概ね3割以上の実務家教員を計画的に確保するとともに、社会情勢や産業界のニーズを的確に反映すべく、専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行い、必要な改編を行う。

(2-04)

【継続】産技大の教育体制に産業界のニーズを反映するため、運営諮問会議からの提言を得る。

【継続】PBL 検討部会の機能拡大や PBL 外部評価レビューの活用により産業界の意見等をくみ上げるとともに、PBL 型教育に関する検証・改善を行い、PDCA サイクルの各要素を強化する。(2-02 再掲)

【拡充】将来構想検討委員会等を中心に、研究科の教育体制について更なる検討を行い、平成 32 (2020) 年度の研究科再編に向け準備を整える。(4-10 再掲)

② 第 2 期 enPiT に参加するなど他大学等との新たな3つ以上の連携事業の実施や、都関係機関等との教育研究についての交流の促進などにより、より一層効果的な教育を行う体制を整備する。

(2-05)

【継続】第 1 期 enPiT<sup>32</sup>等を通じて産技大が培った知見を活用して第 2 期 enPiT を着実に実施するとともに、新たな連携事業の実施を検討する。

【継続】都立産業技術研究センター等の関係機関との連携の強化に向け、交流を促進する。

◇ 首都大学東京及び東京都立産業技術高等専門学校との連携

③ 首都大学東京及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(2-06)

【継続】都立産業技術高等専門学校をはじめとした高専出身者の確保に向け、多くのチャネルを通じて入試等の情報提供を積極的に行う。

【継続】産技大接続カリキュラムにおいて産技大教員による産技高専生への授業を実施するとともに、大学・高専連携基金事業における共同研究を推進する。

<sup>31</sup> 「ディプロマ・サプリメント」とは、個々の学生が取得した単位・資格の学修内容について説明した証書。修了時に日本語版・英語版にて交付。

<sup>32</sup> 文部科学省補助事業である「分野・地域を越えた実践的情報教育協働ネットワーク (Education Network for Practical Information Technologies)」の略。複数の大学と産業界による全国的なネットワークを形成し、課題解決型学習などの実践的情報教育を実施・普及する。第 2 期 enPiT では筑波大学、公立はこだて未来大学等とともに、ビジネスシステムデザイン分野を担当。



【継続】2大学1高専の連携について、これまでの取組を着実に実施するとともに、新たな連携の在り方について検討しまとめる。(4-12 再掲)

◇ 教育の評価・改善

- ④ 自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメントを強化し、教授法や講義内容の改善を推進する。また、FDフォーラムについては、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携した開催を検討する。さらに、新たに、授業の質を向上させるための研究会を新設し、教育の質の改善を図るためのFD活動を推進する。そうした取組などにより、5段階からなる学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持する。

(2-07)

【継続】自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメント機能を強化するため、自己点検・評価委員会の任務を拡充する。(4-02、4-21 再掲)

【継続】カリキュラム委員会のもとで検討を行ったアクティブ・ラーニングについて、実施する。(2-03、2-12 再掲)

【継続】授業の質を向上する指標となる学生の授業評価結果の改善を行うために、教員の授業改善を支援する研究会の設置に向けた準備を行う。また、学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持するため、個々の教員のフォローアップを行う。

【継続】教育の質の向上を図るため、FDフォーラムを開催し、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学や教育関係機関等と連携したフォーラムを実施する。

- ⑤ 本学の教育の更なる改善を図っていくため、平成31年度に大学全体の機関別認証評価、平成32年度に情報アーキテクチャ専攻の分野別認証評価、平成29年度及び平成34年度に創造技術専攻の分野別認証評価を受審し、受審結果に基づいた改善策を、受審年度の翌々年度までに実施する。

(2-08)

【新規】機関別認証評価を受審し、大学としての質保証・向上を目指す。(4-21 再掲)

【継続】平成27(2015)年度に受審した情報アーキテクチャ専攻における分野別認証評価を踏まえ、平成32(2020)年度の分野別認証評価受審に向けての準備を着実に実施する。(4-21 再掲)

【継続】平成29(2017)年度に受審した創造技術専攻における分野別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項に対する改善策について検討を行い、改善報告書を提出する。(4-21 再掲)

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ リカレント教育を促進する学修環境の整備

- ① 講義支援システム及び遠隔授業の着実な実施や、個別指導の徹底による1年次生の全員に対する担任教員の指導、TAや認定登録講師を活用した指導の実施など、社会人が学修しやすい環境を整備する。また、修了後も専門能力の向上を図る場として学修コミュニティを一層充実し、学び直しができる学修環境を整備する。

(2-09)

【継続】講義支援システムを活用してブレンディッド・ラーニング<sup>33</sup>を推進する。また、サテライトキャンパスにおける遠隔授業を継続的に実施することなどにより、多様な学生に対して効率的な学修環境を提供する。

【継続】全1年次生に対し、担任教員等による学習指導を実施するとともに、指導内容、指導体制を充

<sup>33</sup> 「ブレンディッド・ラーニング」とは、録画授業と対面授業とを混合（ブレンド）して行う授業形態。録画授業を理解できるまで繰り返し視聴した上で対面授業に臨むことで、グループワーク等の能動的で実践的な学修を集中して行うことができ、学修効果の高まりが期待される。

実させる。

【継続】 継続学修の場であるマンスリーフォーラム<sup>34</sup>を着実に実施して継続的な学修の場を提供するとともに、継続学修を促すために SNS の活用や新たな仕組みの構築など、学修コミュニティの更なる充実を図る。(2-18 再掲)

【継続】 継続学修の新たなチャンネルとして、シニアのスタートアップ等を目的とした AIIT シニアスタートアッププログラム<sup>35</sup>を継続実施し、シニアを対象としたリカレント教育の場を提供する。(2-18 再掲)

#### ◇ キャリア開発支援の充実

② 担任制や、メンター制度をより一層活用するなど、多様な学生の就職やキャリアアップ等に応じた組織的・体系的で、個別指導を軸にしたきめ細かなキャリア開発支援を展開する。

(2-10)

【継続】 担任制やキャリア開発支援委員会及び学生サポートセンターとの連携を通じて、社会人をはじめとする産技大の多様な学生の状況にきめ細かに対応したキャリア開発支援などを実施する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 効果的な広報活動による専門職大学院にふさわしい学生の確保

① ロールモデル集の活用等による教育成果の的確な把握に基づいた大学の強みの効果的な発信、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な媒体を通じた広報活動の展開、教職員の訪問等による企業等への働きかけの強化などの取組を行う。こうした取組を推進し、年間 250 人を超える参加者を大学院説明会へ集めることなどにより、社会人、学部卒業生等から、高度専門職業人としての資質を有する学生を確保する。

(2-11)

【継続】 産技大の教育のアウトカムをとりまとめたロールモデル集<sup>36</sup>、先進的教育手法を体系化した AIIT PBL Method、大学院案内等を活用し、教職員による企業や教育機関へのアプローチを実施するとともに、SNS 等でも積極的な情報発信を行う。また、産技大のリカレント教育に資する取組に関するニーズ調査等の成果をもとに、リカレント教育の効果について発信していく。

【継続】 様々なチャンネルを通じて単位バンク制度<sup>37</sup>に関する PR を実施するとともに、単位バンク生に対し入試等の情報提供を行うなど積極的な働きかけを行い、正規入学に向けたアプローチを実施する。

【拡充】 再編後の産業技術研究科における学生獲得に向け広報内容を刷新するとともに、ホームページ等をリニューアルすることにより、大学院説明会への参加者 250 名を確保する。(4-23 再掲)

【継続】 未来のプロフェッショナルの発掘・育成を目的とした、新しい製品やサービスにつながるソリューションを募集するコンテストを実施する。

<sup>34</sup> 「マンスリーフォーラム」とは、ICT分野、ものづくり・デザイン分野の最新のトピックス等をテーマに、学内外の方が自由に参加できる勉強会・交流会。

<sup>35</sup> 「AIIT シニアスタートアッププログラム」とは、「AIIT シニアスタートアッププログラム」とは、「人生 100 年時代」を見据えた社会人リカレント教育の充実のため、平成 30 (2018) 年 8 月に開講したもの。プログラムでは、起業に挑戦するシニア層や中小企業の後継者のため、起業に必要な知識及びスキルを短期間で修得できるよう、大学院教育(修士課程)レベルのカリキュラムを提供。

<sup>36</sup> 「ロールモデル集」とは、ロールモデルとなる修了生を取り上げることにより、産技大の教育による仕事への効果や、学生成長の様子等を冊子として取りまとめたもの。ホームページ上でも公開。

<sup>37</sup> 「単位バンク制度」とは、正規入学前に「科目等履修生」として取得した単位を蓄積し、正規入学後に活用する制度。入学前 5 年分の蓄積した単位が卒業単位として認定され、単位数に応じ授業料が減免される。

(表5) 産業技術大学院大学 入試状況

(単位：人、倍)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
情報アー キテクチ ャ専攻	入学定員	50	50	50	50	50	50
	志願者数	62	66	66	58	67	85
	志願倍率	1.24	1.32	1.32	1.16	1.34	1.70
	入学者数	54	56	56	51	56	56
創造技術 専攻	入学定員	50	50	50	50	50	50
	志願者数	61	55	60	43	53	76
	志願倍率	1.22	1.10	1.20	0.86	1.06	1.52
	入学者数	51	49	55	36	49	59

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### ◇ 教育手法に関する研究の推進とその成果の発信

- ① 本学で実施する PBL 型教育に関する研究の推進並びに教員の PBL 型教育に係る能力及び技術の向上を目的とする PBL 研究会を、90%の教員参加により開催する。  
また、IT 及び創造技術の分野の教育に適したアクティブ・ラーニング等新たな教育手法の導入に向けた研究を推進する。

(2-12)

【継続】 PBL 型教育の推進及び産技大教員の PBL 型教育に関する能力・技術の向上を図るため、90%の教員参加による PBL 研究会を両専攻で実施する。

【継続】 カリキュラム委員会のもとで検討を行ったアクティブ・ラーニングについて、実施する。(2-03、2-07 再掲)

- ② 高度専門職教育に関する教育研究成果を発信する機能を、オープンインスティテュートに設置するとともに、AIIT PBL Method (仮称) の公開などにより、本学の教育手法の普及を図る。

(2-13)

【継続】 高度専門職人材育成の教育に関する研究成果を発信するセンター機能として、AIIT 高度専門職人材教育研究センターの設置を行う。

【継続】 産技大の実践的な教育方法を体系化した「AIIT PBL Method」(日本語版及び英語版) の冊子版及び Web 版により、産技大の知見を広く社会に公開する。(2-02 再掲)

### ◇ 開発型研究の推進

- ③ 専門職大学院としての研究成果の社会への還元を目的として、社会のニーズにダイナミックに応える専攻横断型の研究所を4以上設置・運営するなど、産業振興に資する開発型研究の取組を進める。

(2-14)

【継続】 産技大の研究成果を社会へ効果的に還元するため、既存の研究所を的確に運営するとともに、開発型研究所の在り方の検討を進める。平成 29 (2017) 年度までに設立した開発型研究所を継続稼働させる。

【継続】 傾斜的研究費の重点的配分及び活用により、産業振興に資する教育研究を更に推進する。

### 3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

#### (1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 都の政策展開に対する積極的な支援

① 都や区市町村等との連携を通じて、中小企業振興などの政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的・実践的なソリューションを提供していく。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに6以上のPBLでオリンピック・パラリンピックに関連するテーマを扱うなど、大会の成功に寄与する取組を実施し、都政に貢献する。

##### (2-15)

【継続】中小企業支援のためのリーフレットを活用し、産技大教員の知見をPRするとともに、都や区市町村のイベント等への参加を積極的に行い、政策課題に対するシンクタンク機能を更に発揮する。

【継続】東京2020大会に関連するテーマを扱うPBLを2以上実施する。

##### ◇ 自治体職員の人材育成への協力

② 本学の知的資源を生かし、都・区市町村等の職員向けの研修講座や公開講座を年間10講座開講するなど、自治体職員の人材育成に貢献する。

##### (2-16)

【継続】産技大の知見を活用し、都・区市町村等の職員向けの研修や公開講座を企画・実施し、人材育成に貢献する。

#### (2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

##### ◇ 産業振興施策への貢献

① 企業等のニーズを踏まえ、東京商工会議所、地元の金融機関等と連携した中小企業支援、専門セミナー・公開講座の開催、産業界等と連携した研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献する。

##### (2-17)

【継続】産業界と連携し、企業等のニーズを踏まえた専門セミナー・公開講座や研究を継続的に実施し、産業振興施策に貢献する。

【継続】東京商工会議所を介した中小企業からの相談事業への対応や、地元金融機関等が主催する中小企業向けイベントへの参加を通じ、継続的に中小企業支援を実施する。

【新規】起業支援を目的としたAIITシニアスタートアッププログラムを実施するにあたり、都の区市町村と連携した取組について検討・実施し、産業振興に貢献する。

##### ◇ 社会人リカレント教育と学修コミュニティの充実

② AIIT単位バンク制度や履修証明プログラムの実施など、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備する。

また、マンスリーフォーラムを充実した上で、年間600人程度の参加者を集める。

さらに、修了生が主宰する専門分野ごとの研究会の設置や活動を支援する仕組みを構築し推進することにより、本学を核にした学修コミュニティの一層の充実を図る。

##### (2-18)

【継続】継続学修の場であるマンスリーフォーラムを着実に実施して継続的な学修の場を提供するとともに、継続学修を促すためにSNSの活用や新たな仕組みの構築など、学修コミュニティの更なる充実を図る。(2-09再掲)

【継続】継続学修の新たなチャンネルとして、シニアのスタートアップ等を目的としたAIITシニアスタートアッププログラムを継続実施し、シニアを対象としたリカレント教育の場を提供する。(2-09再掲)

【継続】 修了生が主催する専門研究分野ごとのコミュニティの支援の充実を図る。

【継続】 最新の技術動向や産業界等のニーズに対応した内容の履修証明プログラム<sup>38</sup>を実施するとともに、単位バンク制度を確実に実施し、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しの場を提供する。

(表6) AITT マンスリーフォーラムの実績一覧

(単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
InfoTalk	651	377	347	273	468	529
イノベーションデザインフォーラム※1	692	740	500	349	351	413
合計	1,343	1,117	847	622	819	942

※1 イノベーションデザインフォーラムについては、平成 27 (2015) 年度まではデザインミニ塾として開催

#### 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

##### ◇ グローバル人材を育成する教育の推進

- ① TOEIC 等のスコアによる英語力、国際的に通用する資格取得、海外機関と連携実施する PBL の受講、グローバル対応科目の履修等個々の学生のキャリア開発に応じ、グローバル人材として獲得すべき能力指標を、産業界の意見も取り入れ作成し、その指標に沿った目標を、学生の 8 割が達成することを目指す。

(2-19)

【継続】 グローバルに活躍できる高度専門職人材を育成するため、グローバル PBL や国際コース・英語教育等の教育プログラムを活用した教育を推進する。

【継続】 平成 30 (2018) 年度に作成した、学生がグローバル人材として獲得すべき能力指標を活用し、各学生のグローバル人材として獲得すべき能力の不足の部分を示し指導する。

##### ◇ アジア諸国等の大学との連携

- ② 本学が構築してきたアジア諸国等の大学とのネットワークを活用して、学生や教員の交流を促進し、国際的な教育活動等を展開するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

(2-20)

【継続】 アジア諸国等の大学ネットワークを活用して、産技大の特徴的な教育手法である PBL 型教育について国内外に広く発信するとともに、アジア諸国等の大学との交流を促進し、連携を強化する。

<sup>38</sup> 「履修証明プログラム」とは、体系的な知識・技術等の習得を目指した社会人対象の教育プログラム。修了者に各大学等から履修証明書を交付する。

### III 東京都立産業技術高等専門学校<sup>39</sup>の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

###### ◇ 新たな職業教育プログラムの実施

① 産業界や社会の人材ニーズを踏まえ、実践的な知識・技術の習得に向けた新たな職業教育プログラムを実施する。

情報セキュリティ技術者育成プログラムについては平成 30 年度に第 1 期生を輩出、平成 34 年度までに 50 人以上の修了者を輩出する。

航空技術者育成プログラムについては平成 31 年度に第 1 期生を輩出、平成 34 年度までに 20 人以上の修了者を輩出する。

##### (3-01)

【継続】情報セキュリティ技術者育成プログラムを実施し、本科の情報セキュリティ教育を向上させる。専攻科学生に対する継続的且つ、実践的な情報セキュリティ教育を開始する。(4-11 再掲)

【継続】産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、航空技術者育成プログラムを実施する。(4-11 再掲)

###### ◇ 教育内容の充実

② 平成 29 年度に実験・実習設備を整備し、新教育課程に対応した教育を実施する。

##### (3-02)

【新規】品川キャンパスの本科教育の再編に向けカリキュラム等を検討・作成するとともに、荒川キャンパスのコース横断型の医工連携教育の準備を進める。(4-11 再掲)

③ 平成 33 年度の JABEE 受審を目指し、JABEE プログラムに対応したカリキュラムを実施する。

##### (3-03)

【継続】JABEE<sup>39</sup>プログラムを着実に実施するとともに、JABEE 受審へ向けて必要な準備を行う。(3-26 再掲)

###### ◇ 新たな教育体制・手法の開発

④ コース横断のエンジニアリングデザイン教育やアクティブ・ラーニングの推進により、課題発見・解決型の実践的な教育を展開し、創造的な技術者の育成を図る。

##### (3-04)

【継続】学生の課題発見・解決力を向上させる実践的な教育を実施するため、アクティブ・ラーニング推進に向けた環境整備等を行う。

【継続】エンジニアリングデザインルーム等を積極的に活用し、課題発見・解決型の実践的な教育を実施する。また、一般科目で開設した「課題研究」、「技術者倫理」において、課題発見・解決型の実践的な教育を拡充する。

<sup>39</sup> 日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education)の略。高等教育機関で実施されている技術者を育成する教育プログラムを国際的な同等性を持つ認定基準に基づいて認定する。

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

- ⑤ 平成 28 年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成 29 年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度 70 人とする。

(3-05)

【継続】再編した2つの海外体験プログラムについて 70 名の参加者を確保して実施するとともに、検証結果に基づき、研修内容の改善を図る。(3-27 再掲)

- ⑥ ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。

(3-06)

【新規】平成 35 (2023) 年度専攻科一部専門科目の英語教育導入に向けた試行・実施案策定のための WG 設置及び検討を開始する。(3-25 再掲)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育システムの継続的な改善

- ① 運営協力者会議を活用して外部評価を実施し、産業界のニーズを教育に反映させるとともに、教育内容の改善を図る。

(3-07)

【継続】運営協力者会議<sup>40</sup>による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。(4-21 再掲)

◇ 他の教育機関等との連携

- ② 都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

(3-08)

【継続】都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

- ③ 産業技術大学院大学や首都大学東京等との連携を推進し、実践的な専門教育の充実を図るための社会人向け教育プログラムの開発や海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(3-09)

【継続】情報セキュリティに関するリカレント教育<sup>41</sup>を実施する。

【継続】産技大や首都大との連携により、グローバル・コミュニケーション・プログラム (GCP) を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。

【継続】2 大学 1 高専の連携について、これまでの取組を着実に実施するとともに、新たな連携の在り方について検討しまとめる。(4-12 再掲)

<sup>40</sup> 「運営協力者会議」とは、高専の諸活動について、学校外から広く意見を聴取し、産業界をはじめとする社会のニーズに応えているか等を定期的に検証するとともに、学校運営に生かしていくための会議。

<sup>41</sup> 「リカレント教育」とは、社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を、生涯に渡り繰り返し学習すること。

◇ 教育の質の評価・改善

④ 平成 31 年度までに、学習到達度評価の充実等により、教員の授業改善の取組を強化するとともに、カリキュラムマップ（科目関連図）の改善を図る。

(3-10)

(年度計画なし)

⑤ 教育や学校運営改善のための体制を明確化するなど、平成 31 年度の機関別認証評価の受審に向けた取組を着実に実施する。

(3-11)

【継続】 機関別認証評価を受審することにより、教育改善のシステムの点検を的確に実施する。(4-21 再掲)

⑥ 教員研修について、新任研修、昇任者研修及び管理職研修の参加率 100%、個別課題研修の参加率 80% 以上を目指すとともに、教員研修体系の検証を行い、更なる教育の質の向上に向けた改善を行う。

(3-12)

【継続】 教員研修を着実に実施するとともに、教員の教育力向上に向け研修内容について検証を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ 学生生活支援

① 全ての学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、障がいのある学生に対する支援、課外活動への支援及び学生相談体制の強化を行うとともに、経済的支援の充実に向けた取組を検討する。

(3-13)

【継続】 学生の多様な課外活動を支援するためのプロジェクトを実施する。

【継続】 専門的な援助を必要とする学生及び新規学生相談のニーズに対応する。

【拡充】 経済的困窮学生が充実した学生生活を送ることができるよう、経済的支援を拡充・実施する。また、国の高等教育無償化を踏まえた学生への支援体制を整える。

◇ キャリア形成支援

② 進路支援体制を充実させるため、学生サポートセンターとの連携による進路支援を行うとともに、学生に自らの将来に対する目的意識を持たせるため、キャリアポートフォリオを活用して、体系的なキャリア支援を実施する。キャリア支援の取組内容については、平成 32 年度に検証を行い、改善を図る。

(3-14)

【継続】 体系化したキャリア支援を着実に実施するとともに、学生サポートセンターと連携して進路支援等を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 多様な学生の確保

① ものづくりに意欲的に取り組む多様な学生を受け入れるため、地元自治体と連携した特別推薦入試制度について、平成 34 年度までに募集人員を 4 人に増大するなど、入学者選抜の見直しを図る。

(3-15)

【拡充】 平成 34 (2022) 年度から人数を拡大する特別推薦入試制度の実施に向けて、荒川区・品川区と連携委員会の設置を行う。



② 女子学生の志願者確保に向けた取組を推進する。

(3-16)

【継続】女子学生の確保に向けて、ホームページや学校説明会等のイベントでの情報発信を充実させ、広報活動を強化する。

◇ ターゲットを定めた戦略的な広報活動

③ 意欲ある志願者を確保するため、塾への広報等有効な活動への集中化を図るなど、戦略的な広報活動を実施する。

(3-17)

【継続】平成 29 (2017) 年度に策定した広報戦略に基づき、広報活動を行うとともに、平成 32 (2020) 年度から開始する第三期中期計画後半の高専広報戦略の検討・策定を行う。

(表 7) 東京都立産業技術高等専門学校 入試状況

本科 ものづくり工学科

(単位：人、倍)

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
推薦による選抜	募集人員	64	64	64	64	64	64
	志願者数	206	149	156	159	162	160
	志願倍率	3.22	2.33	2.44	2.48	2.53	2.50
	入学者数	64	64	64	64	64	64
学力による選抜	募集人員	256	256	256	256	256	256
	志願者数	508	447	490	467	492	509
	志願倍率	1.98	1.75	1.91	1.82	1.92	1.99
	入学者数	251	270	255	268	248	266
合計	入学定員	320	320	320	320	320	320
	入学者数	315	334	319	332	312	330

専攻科 創造工学専攻

(単位：人、倍)

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
推薦による選抜	募集人員	25	25	25	25	25	25
	志願者数	25	29	16	16	25	20
	志願倍率	1.00	1.16	0.64	0.64	1.00	0.80
	入学者数	25	25	16	15	24	20
(二次・一次) 学力による選抜	募集人員	7	7	16	17	8	12
	志願者数	32	32	35	69	61	32
	志願倍率	4.57	4.57	2.19	4.06	7.63	2.67
	入学者数	7	5	8	22	12	12
合計	入学定員	32	32	32	32	32	32
	入学者数	32	30	24	37	36	32

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ ものづくりスペシャリストの育成に資する研究の実施及び研究成果の地域への還元

- ① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、各教員が外部資金の獲得や専門分野に関する教育研究の更なる向上に向けて積極的に取り組めるよう、特に若手教員への支援を充実させる。

また、特別研究期間制度を取得する教員が年間4人となることを目指す。

(3-18)

【継続】 研究活動の活性化を図るため、外部資金獲得に資する支援等を行う。

【継続】 特別研究期間制度の着実な実施により、専門分野に関する教育研究を向上させる。

- ② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や地域貢献に資する研究を推進する。

(3-19)

【継続】 東京 2020 大会に資する研究の推進について、平成 29 (2017) 年度に決定した方針に基づき実施する。

- ③ 首都大学東京及び産業技術大学院大学等との連携により、共同研究の一層の充実を図る。

(3-20)

【継続】 平成 29 (2017) 年度に決定した方針に基づき、首都大や産技大と新たな共同研究を実施する。

## 3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会支援に向けた取組の推進

- ① 地元自治体や小中学校との協働により、平成 31 年度までに障がい者等のスムーズな移動を支援するシステムを開発する。

(3-21)

【継続】 地域の中学生と協働して快適環境マップ<sup>42</sup>の機能拡充を実施するなど、東京 2020 大会を見据えた取組を実施する。

◇ 都職員等の人材育成を支援

- ② 東京の産業を支えるものづくり人材の育成に貢献するため、小中学校向けの教育プログラム等を実施する。

また、リカレント教育の一貫として、平成 31 年度に都職員を対象とした情報セキュリティに関する講座を開始する。

(3-22)

【継続】 若年層からの情報セキュリティ技術者教育に貢献すべく、中学生向けの情報セキュリティ研修を実施する。

【継続】 出前授業や理科・技術サポーター制度<sup>43</sup>を実施する。

【新規】 都職員向けの情報セキュリティに関する研修を試行する。

<sup>42</sup> 「快適環境マップ」とは、車椅子を使用する障がい者にとって必要な情報（段差やトイレの場所等）や安全な観光ルートなどをスマートフォンの地図上に表示し、スムーズな移動を支援するシステム。

<sup>43</sup> 「理科・技術サポーター制度」とは、小中学生向けの「ものづくり教育プログラム」を通じてものづくり人材育成の機運を醸成することを目的とした取組。本校のOBを中心とした理科・技術教育サポーターを小中学校へ派遣し、派遣先の教員とともに授業のサポートを行ったり、教員に対しものづくり教育の実施方法の指導や相談を行ったりしている。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 地域における産学公連携の推進

① 地域社会及び地元企業のニーズの発掘や、地元の金融機関との連携などを通して、地域における産学公連携活動を強化し、共同研究等の機会を拡充する。

(3-23)

【継続】地域連携委員会や地元信金等との連携により、共同研究等の機会の拡充を検討する。

◇ 地域貢献等

② 地域のものづくり技術者にスキルアップのための学び直しの場を提供するため、地元自治体等と連携した技術者支援講座を実施する。

また、中小企業ニーズに対応するオープンカレッジ講座の技術者育成講座数を倍増させる。

(3-24)

【継続】地元自治体等と連携し、技術者育成講座を実施する。

【継続】中小企業のニーズに対応するため、オープンカレッジ<sup>44</sup>講座の新たな技術者育成講座を実施する。

【継続】品川区サイバーセキュリティに関する協定に基づき中小企業対象実機訓練のためのマルウェア感染体験システムを開発する。

#### 4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

① ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。(再掲)

(3-25)

【新規】平成 35 (2023) 年度専攻科一部専門科目の英語教育導入に向けた試行・実施案策定のためのWG 設置及び検討を開始する。(3-06 再掲)

② 平成 33 年度の JABEE 受審を目指し、JABEE プログラムに対応したカリキュラムを実施する。(再掲)

(3-26)

【継続】JABEE プログラムを着実に実施するとともに、JABEE 受審へ向けて必要な準備を行う。(3-03 再掲)

③ 平成 28 年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成 29 年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度 70 人とする。(再掲)

(3-27)

【継続】再編した 2 つの海外体験プログラムについて 70 名の参加者を確保して実施するとともに、検証結果に基づき、研修内容の改善を図る。(3-05 再掲)

<sup>44</sup> 「オープンカレッジ」とは、教育研究活動の成果を広く社会に還元するための公開講座。一般向けの生涯学習講座や小中学生向けの未来エンジニア講座、技術者向けの技術者育成講座などを開講している。

## IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### ◇ 戦略的な法人経営

① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドクォーター部門をより有効に機能させながら、戦略的な組織運営を行う。

監事への支援を十分に行うとともに、監査結果や意見等については、法人内で共有し、改善策を実施するなど、適正かつ効率的な法人運営を実現する。

#### (4-01)

【継続】 大学・法人の名称変更等を契機として、各学校のプレゼンス及び認知度の更なる向上に向けた取組を経営審議会において議論・検討する。

【継続】 重点事業の進捗状況や課題、予算執行状況について、経営審議会等で審議し、経営トップ層の意向を迅速に施策展開に反映するなど、トップマネジメントの強化を図る。

【継続】 各学校や法人の適正かつ効率的な運営に資するよう、監事が行う監査に際し、各部局や所属との調整や事実確認などの必要十分な支援を行う。また、監査結果について各部局や監事、監査法人と共有し、監査の実効性を向上させる。

【拡充】 法人のコンプライアンスを確保・向上させるため、内部統制が有効に機能する体制を継続する。さらに、ハラスメントなど法的な対応が求められる案件の対応窓口を一本化し、対応力を強化していく。

【新規】 都立の教育研究機関として社会貢献を推進する体制の充実を図るため、都や区市町村等との連携事業を推進する組織を強化する。

#### ◇ 各大学・高等専門学校の運営体制強化

② 各大学・高等専門学校において、学長・校長がリーダーシップを発揮するとともに、平成 29 年度に首都大学東京に教学 IR 推進室を設置する等エビデンスに基づく教学マネジメントに戦略的に取り組む。

#### (4-02)

【継続】 各大学・高専が検討・策定を行った将来構想の実現に向けて、学長・校長のリーダーシップの下で事業が推進できるよう、計画策定や予算編成を行う。

【拡充】 「TMU Vision 2030」や「学長重点施策方針」を踏まえるとともに、教学 IR 推進室が収集・分析したデータも活用して、執行部と部局長が対話を行い各部局の重点課題を設定することにより、全学的な教学マネジメントに取り組む。＜首都大＞

【継続】 自己点検・評価活動における PDCA サイクルによるマネジメント機能を強化するため、自己点検・評価委員会の任務を拡充する。(2-07、4-21 再掲) ＜産技大＞

【継続】 マネジメントに必要なデータ収集を行い、学校運営への活用を推進していく。＜高専＞

#### ◇ 教員人事制度の適切な運用・改善

③ 質の高い教育研究の実現に向けて、教員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、制度の成熟度や社会情勢の変化等を踏まえながら、必要な制度改正や運用改善を実施していく。

#### (4-03)

【継続】 現行人事制度の適切な運用、必要な制度改正及び運用改善を進め、教育研究組織の再編成に的確に対応するとともに、平成 28 (2016) 年度より稼働した人事システムを安定的に運用する。

- ④ 有為な若手教員及び女性教員を確保及び育成する観点から、社会情勢の変化等を踏まえた教員人事制度の改正や運用改善に取り組む。

女性の教員比率を高める取組を推進し、首都大学東京においては女性教員比率を 20%以上にまで高める。

(4-04)

【継続】卓越研究員事業を適宜活用するとともに、特別研究期間制度、テニユアトラック制度及び特別栄誉教授等制度の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。

(1-52 再掲)

【継続】ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(1-30、4-29 再掲)

- ⑤ 各大学・高等専門学校が強みを更に伸ばすとともに、社会的動向を見据えた教育研究分野を充実させていくため、学長・校長の意向を踏まえた、適切な教員人事を実施していく。

(4-05)

【継続】首都大学東京における学長の裁量による採用枠拡大に応じて、平成 32 (2020) 年 4 月 1 日付採用の選考手続きを進める。(4-09 再掲)

【継続】人事委員会において、より学長・校長の意向を踏まえられるよう、委員会審議の在り方を変更したため、その趣旨に基づき適切な委員会審議を行う。

【継続】平成 31 (2019) 年度の教員人事計画を策定し、優秀な人材の確保及び現員の適正な管理を行う。

◇ 職員人事制度の適切な運用・改善

- ⑥ 少数精鋭による事務執行体制を推進するため、法人運営を支えるプロ職員の育成や、研修の充実による管理監督職の着実な育成、適切な配置管理及び人事考課の取組等「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づく人材育成を展開していく。

固有職員については、複数の職務分野を経験させた後、強みを発揮できる分野への配置を実施する等業務に係る高い専門性を有する職員を育成していく。

(4-06)

【継続】「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づき職員研修を実施していく中で、研修内容等の充実を図るとともに、管理監督職層を対象として経営感覚の醸成に資する研修を実施する。

【継続】採用制度の変更に伴って変化した新規採用職員の属性を踏まえた研修を実施するなど、職員の属性や需要に合致した研修を実施するとともに、OJT の教材となる素材を各職場が継続して提供し、利活用する仕組みを定着させる。

【継続】配置管理方針による適切な人事管理や人事考課の適正な運用により職員のモチベーション向上を図るとともに、職員が自らのキャリアの形成や、そのために必要となる知識・能力等を理解する機会を設け、職員が自らのキャリア形成を主体的に考えるように意識付ける。

【継続】自己研修の充実を図るとともに、各研修の周知方法を工夫することで、各研修の受講を促進し、職員が意欲的に学ぶ意識を醸成する。

⑦ 専門職人材について、文部科学省の動向や他大学への調査等を踏まえた人事制度等の在り方を検討し、一層の活用を図る。

(4-07)

【継続】国や他大学等の動向を注視するとともに、専門職に求められる役割、具体的な業務内容等について分析し、専門職人事制度の確立に向けた検討を進める。

⑧ 研修の効果的な実施等により、「公立大学法人首都大学東京 国際化に対応する職員育成方針」を着実に推進し、TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 25%以上に高める。

(4-08)

【継続】平成 30（2018）年度の実施状況・課題を踏まえた海外研修プログラムを実施し、職員が語学力の伸長だけでなく、異文化・多様性理解をより深める機会を提供する。また、「自己研修（英語能力向上支援）制度」の利用者拡大を図り、職員が自主的に国際化に関する学習に取り組んでいく素地をつくる。これらの取組等を通じて、TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 23%以上に高める。(1-57 再掲)

## 2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置

### ◇ 首都大学東京の教育研究組織の見直し等

① 首都大学東京の設置理念を堅持しつつ、高度化・複雑化する社会的要請に的確に応えていくため、質の高い教育の提供と研究力の更なる強化を図ることを目的として、平成 30 年度に教育研究組織の再編成及び全学的機能の強化を実施する。

また、教育研究組織の再編成に合わせ、学長の裁量による教員採用枠の拡大など、教員の戦略的な採用を進める。

(4-09)

【継続】平成 31（2019）年度の教育研究組織再編成に係る履行状況調査を着実にを行うとともに、外国語教育室の設置等全学組織体制の強化を図る。

【継続】首都大学東京における学長の裁量による採用枠拡大に応じて、平成 32（2020）年 4 月 1 日付採用の選考手続きを進める。(4-05 再掲)

【継続】指名人事により採用手続きを進め、優秀な人材を的確に確保する。

### ◇ 産業技術大学院大学の教育研究組織の見直し等

② 産業技術大学院大学においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、起業や創業を担う人材の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、産業界の動向や社会人の学び直しに対する機運の高まり等大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい顧客の開拓に向けて、今後の在り方について抜本的な検討を行い、必要な見直しを実施していく。

(4-10)

【拡充】再編後の産業技術研究科の運営方針の検討やカリキュラムの改善・充実の仕組みを構築し実施する。(2-01 再掲)

【拡充】将来構想検討委員会等を中心に、研究科の教育体制について更なる検討を行い、平成 32（2020）年度の研究科再編に向け準備を整える。(2-04 再掲)

◇ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織の見直し等

- ③ 東京都立産業技術高等専門学校においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、情報セキュリティ技術者や航空技術者の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、国の高等教育改革の動向を踏まえて、教育研究組織の適切な見直しを実施していく。

(4-11)

【継続】情報セキュリティ技術者育成プログラムを実施し、本科の情報セキュリティ教育を向上させる。専攻科学生に対する継続的且つ、実践的な情報セキュリティ教育を開始する。(3-01 再掲)

【継続】産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、航空技術者育成プログラムを実施する。(3-01 再掲)

【新規】品川キャンパスの本科教育の再編に向けカリキュラム等を検討・作成するとともに、荒川キャンパスのコース横断型の医工連携教育の準備を進める。(3-02 再掲)

◇ 各大学・高等専門学校の連携

- ④ 法人内に性質の異なる3つの教育研究機関がある特性を生かし、各大学・高等専門学校が連携して海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について、法人全体で一体となって検討を進める。

(4-12)

【継続】「都市課題戦略機構」<sup>45</sup>において、引き続き、新たな観光の在り方を探求し、事業成果を都へ提言するなど、大都市東京の観光分野における課題解決に寄与する。

【継続】2大学1高専の連携について、これまでの取組を着実に実施するとともに、新たな連携の在り方について検討しまとめる。(1-04、2-06、3-09 再掲)

【継続】2大学1高専が参加するグローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。

### 3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置

◇ 経営戦略に資する事務組織の編成

- ① 法人運営や教育・研究を支える事務組織は、日常業務を効率的かつ効果的に実施することに加え、国際化、入試改革、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会対応等法人を取り巻く社会的動向に即応できるよう、適切な機能強化や組織体制の構築を図る。

(4-13)

【継続】法人を取り巻く環境、社会経済情勢及び各所属の特性等を把握した上で、多様な就業形態のバランスを考慮しながら、限られた人的資源を最大限活用できる機能的・機動的な組織体制の確立に向けた見直しを継続して実施する。

【拡充】これまでのライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組の試行結果を踏まえ、多様な働き方の実現や法人内共通業務の効率化へ向けた検討を加速させる。

◇ 業務執行の効率化

- ② 事務処理方法の見直し等により、業務の適正な執行と、一層の効率化を推進する。

(4-14)

【拡充】会計業務においては、新たな財務会計システムの平成32(2020)年度期首の確実かつ円滑な導入に向けた取組を進める。また、庶務業務等についても、更なる業務効率化に向け、システム化の

<sup>45</sup> 都市課題戦略機構とは、大都市が抱える課題を解決し、持続的発展に貢献するという法人の使命に鑑み、法人として取り組むべき課題の解決に臨むべく設置されたもの。まずは、東京の観光事業の発展に貢献することとし、大きく3つの事業、「観光戦略研究会」、「実践観光学習・見学会」、「ベンチャー養成プログラム」で構成される。

検討や事務処理フローの見直し等を行う。

【新規】施設予約システムの構築を開始し、紙ベースで申請受付を行っている各種施設予約について、事務効率化及び利用者の利便性向上を図る。

## V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金等自己収入の増加に向けた取組

① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、自己収入の改善に向け、積極的な外部資金獲得に努める。

(4-15)

【継続】首都大学東京において、入学志願者の増加を図るため、現行の入試制度に関する情報に加え、平成 32（2020）年度以降に実施予定の入試制度変更の内容等について、ホームページ等で公表するとともに、大学説明会、ガイダンス及び高校訪問等の広報活動を積極的にを行い、詳細を説明していく。

【継続】大学を取り巻く環境や生涯教育の受講者ニーズ、シニア意識の変化を踏まえ、既存の講座体系等の制度の見直しを検討・実施する。

【継続】産学公連携センターと 2 大学 1 高専で連携し、外部資金獲得促進のための施策を実施するとともに、産学公連携センターの組織体制の強化を行う。(1-37 再掲)

(表 8) 外部資金実績

(単位: 件、千円)

	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
受託研究費等	501,233	270	685,158	272	689,297	286	923,180	293	921,684	307	1,091,170	318
受託事業費等	422,170	44	416,266	39	407,122	37	495,142	30	471,932	31	254,213	31
寄附金	98,825	116	137,565	152	112,109	143	349,333	131	127,436	142	180,603	148
補助金	100,689	19	117,732	23	79,449	22	92,514	37	89,064	32	50,700	34
科研費間接経費	280,729	435	279,404	421	252,762	416	268,328	437	274,508	455	285,379	451
その他外部資金	1,800	2	1,800	2	1,000	1	13,827	4	12,881	3	13,681	4
合計	1,405,445	886	1,637,925	909	1,541,739	905	2,142,324	932	1,897,506	970	1,875,745	986

※平成 29（2017）年度より、過年度のデータも含め、収入決算値を基に記載。

※科研費間接経費収入の件数は、交付内定ベース。ただし、特別研究員奨励費は除く。

※本表の数値は単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 卒業生、同窓会等との連携強化による人的ネットワークを構築するとともに、法人内の推進・実施体制を整備し、税制上の優遇措置を活用した取組を進めることで寄附金獲得額の拡大を図るなど、自己収入の増加に努める。

(4-16)

【拡充】ホームページ上に寄附制度をわかりやすく解説したページを設置するなど、2018（平成 30）年度に導入した寄附金受付システムの周知促進・利用拡大の視点も含めて、広報を強化する。また、寄附手段の多様化を一層推進する。

【継続】各校の状況に応じて、卒業生・同窓会等との連携強化策を検討・実施し、愛校心の醸成を図る。



◇ 授業料等の学生納付金の適切な確保

③ 授業料等の学生納付金について、法人財政の安定性及び自立性の向上の観点から、社会状況や他の国公立大学の水準等も見定めながら、都認可上限額の範囲内で適正な金額の設定に努める。

(4-17)

【継続】国の税制改正など社会状況の変化を見据え、学生納付金等について適正な水準の検討を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 経営戦略に資する事務組織の編成

① 限られた財政的資源を最大限に活用し、最高の成果を実現していくため、効果・効率性の観点から真に必要な事業を見極めるとともに、財務状況を的確に分析し、法人全体の収支構造を中長期的に見据えた財政運営を行う。

(4-18)

【継続】法人の逼迫した財務状況に鑑み、積極的に東京都へ給与改定影響額の予算要求を行う。

【継続】人件費の適正な管理に向けて、関係部署と連携して決算分析を行い、予算編成に活用する。

【継続】執行見込調査や過年度の決算データの蓄積・分析を行い、戦略的な予算執行につなげる。

② 安定的な財政運営を図りつつ、各大学・高等専門学校重点課題に的確に対応するため、スクラップアンドビルドを基本とし、後年度負担を含めた費用対効果を検証した上で、各事業を展開する。

また、既存の定型的業務の外部委託化を図るなど、経常的管理経費の着実な削減を促す取組を進める。

(4-19)

【継続】エビデンス・ベースで経費の妥当性を検証し、強固な財政基盤を構築する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 保有資産の有効活用

① 学内保有財産をより有効に活用するため、学内施設等の有形資産については、利用可能時間や貸出しに係る手続を見直すとともに、各主体が行うイベントの開催場所として使用する。

また、知的財産等の無形資産については、多様な媒体を用いた情報発信を行うとともに、積極的な技術移転等を通じ、効果的かつ効率的に社会に還元する。

(4-20)

【継続】学内施設（有形資産）の貸出しにかかる諸制度の見直しを必要に応じて行う。

【継続】他大学や他機関の研究シーズとコラボした情報発信や、他機関のホームページ上での情報発信を行う。

【継続】技術移転を個別案件で実施するための施策を構築する。(1-37 再掲)

## VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価及び外部評価の実施

① 効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関、東京都地方独立行政法人評価委員会等による評価を受審し、それらの評価結果、提言等を踏まえ、法人経営の高度化及び教育研究の質の向上に継続的に取り組む。

(4-21)

【継続】認証評価の第3サイクルに向けて新たな自己点検・評価活動を着実に実施し、認証評価受審に向けた準備を進める。＜首都大＞

【継続】自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメント機能を強化するため、自己点検・評価委員会の任務を拡充する。(2-07、4-02再掲) <産技大>

【継続】教育研究の質の保証と向上を図るため、自己点検・評価を実施し、運営協力者会議において本校の諸活動に対する外部評価を受ける。<高専>

【継続】認証評価結果に対する改善計画等に基づく取組を進め、平成31(2019)年度末段階における成果と平成32(2020)年度以降に引き続き取組を予定している事項について確認し、改善につなげる。<首都大>

【新規】機関別認証評価を受審し、大学としての質保証・向上を目指す。(2-08再掲) <産技大>

【継続】平成29(2017)年度に受審した創造技術専攻における分野別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項に対する改善策について検討を行い、改善報告書を提出する。(2-08再掲) <産技大>

【継続】平成27(2015)年度に受審した情報アーキテクチャ専攻における分野別認証評価を踏まえ、平成32(2020)年度の分野別認証評価受審に向けての準備を着実に実施する。(2-08再掲) <産技大>

【継続】機関別認証評価を受審することにより、教育改善のシステムの点検を的確に実施する。(3-11再掲) <高専>

【継続】運営協力者会議による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。(3-07再掲) <高専>

【継続】東京都地方独立行政法人評価委員会の評価結果等を、当年度の取組及び次年度の計画策定に反映させるPDCAの仕組みを強化する。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 法人運営情報等の戦略的な公開・発信

① 毎年度の経営目標、財務状況及び各種評価結果等法人の経営に関する重要な情報を一般都民等にも分かりやすく公開・発信し、公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たす。

(4-22)

【継続】法人経営に関する情報や、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果、認証評価機関の評価結果報告書、自己評価書などの法人の評価に関わる情報を、ホームページ等を活用して広く公表する。

【継続】法人の教育・研究活動を知らせるための契機となるよう財務情報の充実を図り、より幅広い層に分かり易く情報発信する。

② 各大学・高等専門学校の強みや特長などのコンセプト、それらを伝えるべきターゲットなどを明確にした上で、具体的な媒体を検討し広報するなど、戦略的な情報発信を実施する。こうした戦略的な広報により、特色ある教育研究活動等の取組とその成果を広く国内外に発信し、認知度及びブランド力を向上させる。

(4-23)

【拡充】法人全体のプレゼンスを向上させるため、専門家の知見を活用した広報活動を展開する。また、教育研究成果を都民等に対してわかりやすく伝え、法人への理解を深めるとともに、一層身近に感じてもらえる取組を推進する。

【継続】広報に関する研修を実施することにより、職員の広報に関する知識・スキルを高めるとともに、組織広報力を向上させる。

【拡充】これまで築いてきた首都大学東京のブランドをベースにしつつ、平成32(2020)年4月に行われる名称変更に向けて、新生・都立大学に関する認知を浸透させるための準備に注力する。そのため、大学の新たなロゴ・マークを活用した広報展開や、学生広報チームの継続的稼働によるオリジナルグッズの企画・展開及びホームページにおける情報発信の拡充をさらに進め、学生や教職員の新たな

な大学名称に対する愛着を高めるとともに、学外への周知を強化する。〈首都大〉

【継続】海外大学等に向けたニューズレターについて、適宜内容の見直しと改善を図りながら発行し、首都大の認知度・ブランド力向上を図る。〈首都大〉

【拡充】再編後の産業技術研究科における学生獲得に向け広報内容を刷新するとともに、ホームページ等をリニューアルすることにより、大学院説明会への参加者 250 名を確保する。(2-11 再掲) 〈産技大〉

【拡充】主にホームページや SNS などのオンライン上の広報媒体を通して強みや特長を発信していく。また、それ以外の様々な機会にて情報発信していく。〈高専〉

## VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### ◇ 施設・設備の計画的な更新・整備

- ① 学生及び教員が快適な環境で学修・研究に取り組めるよう、また、新たな教育研究ニーズにも対応できるよう、中長期的な計画に基づき施設・設備の更新・整備を行う。

(4-24)

【新規】首都大の将来を見据え、キャンパスグランドデザインの策定に向け検討を行う。また、施設の効率的活用という観点から、最適な再配置や施設マネジメントの在り方について検討を行う。

【継続】施設設備計画に基づき、施設・設備の老朽化を解消する更新工事を確実に進める。

【拡充】平成 35（2023）年度からの日野キャンパス新施設の供用開始に向け、基本設計を行う。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

#### ◇ 安全管理及びリスク管理体制の整備

- ① 学生及び教職員に対する安全管理意識の啓発及び教育の実施に加えて、設備等の整備・充実により、安全衛生管理体制を一層向上させる。

(4-25)

【継続】学生及び教職員の安全管理意識の向上及び安全管理の徹底のため、各種講習会等の実施やパンフレットの配布等による注意喚起を行うとともに、職場巡視や作業環境測定等による作業場の安全確認を行う。

【継続】危険物等の法規制対象物質の適正な管理等の観点から、実験室等の使用ルールの作成を進める。

- ② 防災教育及び防災訓練を充実させるとともに、警察・消防・医療機関等との連携を継続することで、自主防災組織の育成と充実による災害時等の初期対応力の向上を図る。

また、PDCA サイクル等による危機管理マニュアルの定期的な見直しを行う。

(4-26)

【継続】平成 30（2018）年度の訓練実績を踏まえ、避難・誘導、安否確認等の防災訓練の充実を図る。

【継続】災害時備蓄品の確保・充実等を図る。

【継続】教職員に対し、救命講習会を実施するとともに、自衛消防技術認定等の資格取得の促進を行う。

【継続】再構築した危機管理マニュアルを踏まえた各種防災訓練を実施し、その結果を更に危機管理マニュアルへ反映させる。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

#### ◇ 温室効果ガスの着実な削減

- ① データの把握及び分析を通じて、継続的かつ組織的にエネルギー使用量を削減し、環境への配慮に努める。首都大学東京南大沢キャンパスにおいては、特定温室効果ガスを基準排出量に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく第二期中期計画期間の5年平均で17%以上削減する。

(4-27)

【継続】法令における努力目標及び削減義務を達成するため、エコキャンパス・グリーンキャンパス推進委員会を中心に、引き続き省エネルギー対策を推進する。

#### ◇ ハラスメント等対策及び多様性受容の促進

- ② 様々なハラスメントを未然に防止し、発生した際の適切な対応を確保するため、教職員を対象とした研修の実施など、実効性のある取組を推進する。

(4-28)

【継続】教職員向けのハラスメント防止研修、教員向けの各部局への出前研修を実施し、受講率の向上に努めるほか、リーフレットの配布によりハラスメント防止の意識啓発を行う。

【継続】相談員アドバイザーの活用により、相談員の支援を行う。また、苦情の申立てに対しては、弁護士との助言・指導を踏まえて迅速かつ適切に対応する。

- ③ 性別、障がいの有無、文化的相違などによる様々な差別を防ぎ、多様性の受容を促進するため、学生、教員及び職員を対象に人権意識を啓発する取組、ダイバーシティを推進する取組等を実施し、学生、教員及び職員にとって快適な学修・職場環境の実現を図る。

(4-29)

【継続】「障がい者差別解消の推進に関する教職員対応要領」の説明を含んだ各種研修を実施し、人権意識啓発を図る。

【継続】ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(1-30、4-04 再掲)

#### ◇ 研究倫理に関する取組

- ④ 教育研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止に向け、コンプライアンス研修受講率100%を目指すなど、教職員等への啓発を一層徹底する。

(4-30)

【継続】2大学1高専の研究コンプライアンス連絡会や事務担当者会議を開催し、文科省が公表する不正発生事案の分析等を行い、必要に応じて、学部長等へ還元する。

【継続】研究活動における不正行為や研究費不正使用の事前防止に関する取組として、教職員等を対象に、eラーニング等を通じた研究コンプライアンス研修を実施し、研究コンプライアンスについて一層の全学的な意識向上を図る。また、研修の受講促進のために、学部長等、部局事務組織への受講状況のフィードバックを徹底していく。

◇ 情報セキュリティの強化

- ⑤ 情報セキュリティ及び個人情報保護教育の実施を徹底するとともに、実効性のある専門組織（CSIRT）を有効に機能させる等、明確化された対策及び体制によりインシデント対応の迅速化を図ることで、情報セキュリティを強化していく。

(4-31)

【継続】教職員のセキュリティ意識及びリテラシーの向上を図る。

【継続】情報セキュリティ対策基準及び同実施手順に基づき、各 CSIRT<sup>46</sup>の活動をより高度化させるとともに、インシデント発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を維持向上させる。

【継続】平成 29（2017）年度より委託を開始した外部機関による支援体制を適切に運用していくとともに、外部機関と協同して業務を遂行する中での OJT により、職員のインシデント対応能力を向上させる。

【拡充】平成 28（2016）年度に策定した情報セキュリティ改善計画について、システム監査による有効性検証を行い、社会情勢や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策の見直しを行う。

<sup>46</sup> Computer Security Incident Response Team の略。シーサート。事故発生時において、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のため、組織全体の統制をとりつつ、現場への技術的な支援等により、迅速かつ的確に対処する。

VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画  
(別紙)

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
南大沢キャンパス入退室管理システム更新等	総額 2,989	施設費補助金
日野キャンパス照明設備更新等		
高専品川給排水衛生設備更新等		
高専荒川受変電設備更新等		

金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 31 (2019) 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,444
施設費補助金	2,989
自己収入	5,876
授業料及入学金検定料収入	5,562
その他収入	314
外部資金	1,656
目的積立金取崩	735
効率化推進積立金取崩	700
計	29,400
支出	
業務費	24,755
教育研究経費	18,103
管理費	6,652
施設整備費	2,989
外部資金研究費等	1,656
計	29,400

[人件費の見積り]

期間中総額 13,557 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 2 収支計画

平成 31 (2019) 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	26,054
經常費用	26,054
業務費	22,575
教育研究経費	6,513
受託研究費等	1,656
役員人件費	163
教員人件費	10,652
職員人件費	3,592
一般管理費	1,644
財務費用	22
減価償却費	1,813
収益の部	25,448
經常収益	25,448
運営費交付金収益	16,196
授業料収益	4,741
入学金収益	610
検定料収益	211
受託研究等収益	1,656
効率化推進積立金取崩益	700
その他収益	314
資産見返運営費交付金等戻入	933
資産見返物品受贈額戻入	87
純利益	△ 606
目的積立金取崩益	606
総利益	0

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。



### 3 資金計画

#### 平成 31 (2019) 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,400
業務活動による支出	24,339
投資活動による支出	4,366
財務活動による支出	695
翌年度への繰越金	0
資金収入	29,400
業務活動による収入	24,892
運営費交付金による収入	17,444
授業料及入学金検定料による収入	5,562
受託研究等収入	1,656
その他の収入	230
投資活動による収入	2,989
施設費補助金による収入	2,989
財務活動による収入	84
前年度よりの繰越金	1,435

注) 前年度よりの繰越金 1,435 百万円は、目的積立金及び効率化推進積立金取り崩し相当額である。

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

(別表) 法人の組織

1 教育研究組織 (平成31 (2019) 年4月現在)

(1) 首都大学東京 (平成17 (2005) 年4月開学)

学部	
(平成30年度再編成後の学部) 人文社会学部 法学部 経済経営学部 理学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部	(平成30年度再編成前の学部) 都市教養学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院	
(平成30年度再編成後の研究科) 人文科学研究科 法学政治学研究科 経営学研究科 理学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科	(平成30年度再編成前の研究科) 人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
大学教育センター	
国際センター	
オープンユニバーシティ	
学術情報基盤センター	
総合研究推進機構	

(2) 産業技術大学院大学 (平成18 (2006) 年4月開学)

大学院
産業技術研究科
オープンインスティテュート
附属図書館

(3) 東京都立産業技術高等専門学校 (平成20 (2008) 年4月移管)

学科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻
附属図書館

## 2 事務組織（平成31（2019）年4月現在）

経営企画室
企画財務課
総務部
総務課 人事課 会計管理課 施設課
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課 ボランティアセンター事務室 健康支援センター キャリア支援課
首都大学東京管理部
学長室 企画広報課 研究推進課 教務課 入試課 国際課 オープンユニバーシティ事務室 学術情報基盤センター事務室 文系管理課 文系学務課 理系管理課 理系学務課
日野キャンパス管理部
管理課 学務課
荒川キャンパス管理部
管理課 学務課
産業技術大学院大学管理部
管理課
東京都立産業技術高等専門学校管理部
高専品川キャンパス管理課 高専荒川キャンパス管理課